

令和 5 年度

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市 市政情報課

はじめに

この冊子は、令和5年度に本市に寄せられた「市への意見・要望」を掲載したものです。

内容につきましては、寄せられた「市への意見・要望」及び回答の要旨となっておりますが、プライバシー保護などのため掲載をしていない御意見・御要望もありますので、御了承ください。

また、時間の経過により現状と合致しないところがある場合がありますので、御留意ください。

令和５年度 市への意見・要望

総数 243 通（回答数 181 通・回答不要 62 通）

内容別内訳（第５次総合計画における「政策分野」別に集計）

災害対策・防犯・市民生活……………	16 項目
健康・福祉……………	46 項目
教育・文化……………	40 項目
環境・コミュニティ……………	36 項目
都市基盤・産業振興……………	92 項目
基本構想を実現するために（その他）……………	20 項目
合計	250 項目

※１通で複数の分野にわたる意見・要望がある場合があるため、総数とは一致しないことがあります。

担当部署ごと集計（総数 243 通の内訳）

政策企画課	2	保育課	17
秘書課	2	保険年金課	2
シティ・プロモーション課	4	健康づくり課	20
市政情報課	4	まちづくり推進課	35
危機管理課	3	開発建築課	1
職員課	3	みどり公園課	27
課税課	2	道路整備課	39
収納課	1	議会総務課	1
地域づくり支援課	19	教育総務課	4
産業振興課	6	教育管理課	2
環境推進課	9	教育指導課	16
資源リサイクル課	8	学校給食課	2
総合窓口課	1	生涯学習・スポーツ課	15
障害福祉課	4	中央公民館	6
長寿はつらつ課	4	図書館	6
こども未来課	8	選挙管理委員会事務局	1
		合計	274

※１通に対して複数の部署で回答する場合があるため、総数や項目数とは一致しないことがあります。

※担当部署は、令和５年度時点での掲載となります。

.....目 次.....

○ 災 害 対 策 ・ 防 犯 ・ 市 民 生 活	 P 1～2
(防災行政無線、災害時避難所、防犯灯などに関する意見・要望)	
○ 健 康 ・ 福 祉	 P 3～8
(高齢者支援、保育園、副流煙対策などに関する意見・要望)	
○ 教 育 ・ 文 化	 P 9～14
(学校運営、生涯学習施設の管理などに関する意見・要望)	
○ 環 境 ・ コ ミ ュ ニ テ ィ	 P 15～19
(騒音、路上喫煙、彩夏祭、ごみ処理などに関する意見・要望)	
○ 都 市 基 盤 ・ 産 業 振 興	 P 20～29
(交通安全対策、公園管理、道路整備などに関する意見・要望)	
○ 基 本 構 想 を 推 進 す る た め に (そ の 他)	 P 30～31

※意見・要望の担当課が複数となる場合、それぞれの分野に掲載しています。（「再掲」と表示）

災害対策・防犯・市民生活			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月7日	北朝鮮からミサイルが飛んできた際に身の安全を守るためのシェルターを様々な箇所に作って欲しいです。今現在、身の回りにシェルターや地下鉄がないためミサイルが飛んできて落下した場合に避難したくてもできない状況です。まず、朝霞市から上記のような取り組みをしていくべきだと考えています。	現在、朝霞市内において弾道ミサイル落下時に避難可能な地下空間はありませんが、埼玉県内において避難施設として指定されている地下空間を含む施設が、16施設あります。なお、内閣官房から示されている「弾道ミサイル落下時の行動について」によれば、弾道ミサイル発射時に屋外にいる場合は、近くの建物もしくは地下空間に避難することとなっています。本市では市内小中学校や公民館等の公共施設を避難施設として指定しています。万が一の場合については、お近くの施設に避難いただければと思います。	危機管理室
5月2日	相談員について、市民は困って相談しているということ踏まえて、業務に真剣に取り組める相談員を設置すべきだと思います。正規職員は相談員にお任せではなく、相談員の支援にもっと積極的になってほしいのではないのでしょうか。	相談員については親切・丁寧な対応を心掛けるよう指導し、また、職員に関しましては、国や県からの最新情報の提供や環境整備など、相談員を引き続き支援するよう指示するとともに、係内で情報共有をしました。今後も市民の皆様に安心して相談をしていただけるよう、努めていきます。	地域づくり支援課
5月11日	朝霞市役所で流れる迷い人などの放送の話し方が、とても聞きずらいです。ゆっくり話すのは良いとしても、もう少しハッキリと大きな声で話してほしいと思います。	防災行政無線の放送は、光化学スモッグ注意報の発令や熱中症警戒アラート発令などに関しては、伝わりやすくなるよう声優のかかずゆみさんの音声で放送していますが、迷い人に関するお知らせや不審者情報などは、事実によって放送内容が変わるため、市職員が放送をしています。職員または庁舎警備員においても、伝わりやすい放送となるよう心掛けているところですが、聞き取りやすい放送内容となるよう工夫していきます。なお、放送内容については、専用ダイヤルや市のメール配信サービスでも確認することができますので、御利用ください。	シティ・プロモーション課
5月12日	「防災あさか」で放送される、「子どもたちの下校の時間」のアナウンスを取りやめて頂きたいです。同アナウンスの必要性はどこにありますでしょうか。「子どもたちが一斉に帰宅する」という事を大々的に知らしめる事は「変質者」「良からぬ事を考える人」に「今がチャンス」というきっかけを与えてしまう、つまりメリットよりリスクの方が大きいのではないのでしょうか。上述のリスク・メリットをきちんと考慮された上での放送という事であれば、その旨、明確に回答ください。	御意見のあった「子どもたちの下校」のアナウンスですが、子どもたちの安全な下校を確保する目的で、保護者や地域の皆様の御協力をいただくために実施しているものです。御指摘のあったデメリット・リスクにつきましては、朝霞市としては、子どもたちを犯罪被害から守るためにも、より多くの地域の見守りが有効と考えていて、防災無線放送を通して「地域住民の協力」を得ることでリスク軽減を図ることができると捉えています。地域と学校・行政とが連携・協力をしながら多くの大人の目で、子どもたちの健やかな成長を育んでいくためにも、下校放送は今後も継続していきたいと考えています。	教育指導課
6月27日	1. 広報の情報BOX欄にある「〇〇審議会委員」募集について、申込多数の場合、抽選ではなく、県のように1次作文、2次面接という形式で行ってはどうでしょうか。 2. 市内に児童・生徒の作品を掲示してありますが、作品をより美しく見せるために、台紙を利用したらいいのではないのでしょうか。また、市内掲示板に掲示してある掲示物の期限切れ、汚れが気になります。点検・掲示の工夫をお願いします。 3. 県道沿いに住んでいます。路線バスが通るたびに家が揺れて困っています。市道ではないのでここに相談したらよいか教えてください。	・審議会委員の選定方法について 本市では、審議会等の会議において、公募委員を設置する場合の選定方法については、その会議の目的等を踏まえ、各所管課で決定しています。また、公募委員の選定に当たっては、公平・公正な手法の一つとして「抽選」を取り入れています。今後、検討していきます。 ・児童生徒の作品展示について 教育委員会としても、入選作品等の展示に際して台紙の色を工夫する等、児童生徒の作品の見栄えが少しでもよくなるように努めていきます。 ・市掲示板について 市内の掲示板については、町内会が管理されている掲示板と、市シティ・プロモーション課で管理する掲示板があります。点検については、7月中旬に総点検を受けているほか、取材などで現場に出たときや、通報を受けて点検を行っています。次に、掲示の工夫ですが、掲示板設置及び管理要綱により、大きさや掲示数などを定めて運用をしています。 ・県道に係る相談先について 県道についての御相談は、朝霞県土整備事務所が担当していますので、そちらへ御連絡するようお願いいたします。	政策企画課 シティ・プロモーション課 教育指導課 道路整備課
7月11日	朝霞市三原三丁目33周辺線路脇の通路で、原付バイクの通行や自転車走行の通行が散見されます。防犯カメラもなく、接触事故は泣き寝入りになります。貼り紙や立て看板の簡易的な注意だけでなく、警備員や人を配置しての注意や呼びかけがなければ重大な事故に繋がります。御対応をお願いします。	御指摘のあった三原三丁目付近の線路脇の通路については、東武鉄道が所有する敷地を市民の方の通行のために開放していただいているもので、道路としての法的な位置付けがなく、市と東武鉄道で協定を結び、協力して維持管理を行っています。 このため、バイクや自転車の通行に対し、朝霞警察と連携した通行規制等については実施できないのが現状ですが、7月7日（金）に新たに利用者に注意喚起を促す貼り紙を設置したところです。 市としては、引き続き安全な通行を呼びかけるよう努めていきます。	道路整備課

災害対策・防犯・市民生活

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月21日	土曜日(午前10時半～11時くらい)に、自宅近くのスピーカーから市のアナウンスで「熱中症への注意喚起」がありましたが、熱中症という人災へのアナウンスは必要なのでしょうか。猛暑ですが熱中症はあくまで体の症状なので行政の管理ではなく、個人が管理するものではないのでしょうか。 緊急性の低いアナウンスは今後控えてほしいです。	熱中症への注意喚起を行っている理由としては、熱中症にかかったことに気付かず、手当等が遅れてしまうことで症状がより重症化してしまうこと、また、最悪の場合は死に至ってしまうケースも少なくない、ということがあげられます。特に高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能や体の調整機能等の低下により発症率が高い傾向にあり、また、子どもは体温の調節能力が十分に発達していない等の理由から、周りの人からの声掛け等を行い、気を配る必要があると言われてしています。 現在、気象庁等が気温や湿度等が高くなると予測した場合、都道府県等に「熱中症警戒アラート」を発表していることから、市では、埼玉県に発表された際に平日、休日かわかわらず、市民の皆様にも広く伝えられる防災行政無線で注意喚起を行っています。	健康づくり課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月6日	系列の保育園について、子どもが怪我における保険・見舞金等の制度があるかどうか、本部サポートデスクに問い合わせたところ、保険等の制度は保育園全体で統一した制度があると回答を得ました。しかし、園児名と保育園名を回答しないと制度の有無の回答もしないと言われ、また、通わせている保育園に制度があるが直接聞いても答えられないとのことでした。支払額や支払えるのか等の問い合わせではないのに、回答できないことや名前が必須な点はおかしいのではないのでしょうか。朝霞市としてどう考えられるのか、どう本部に対して対応するのかお聞きしたいです。	法人本部に事実確認をしましたところ、保険などの制度の有無を答えるべきところ、保険などの適用可否についても説明してしまったということでした。そのため、詳細な状況を把握しようとしたことから、誤解を招いてしまったとのこと、法人本部としても、謝意を表していました。御指摘あった件ですが、法人としては匿名での問い合わせの場合でも、保険やお見舞金などの制度の有無や、制度の一般的なことについて、説明は可能であり、法人本部では市内の系列保育所に制度等の周知を行うとのことでした。本件について通所されている保育所に、改めてお問い合わせいただきますようお願いいたします。	保育課
4月12日	朝霞市に転入し、保険年金課で難病患者見舞金の案内を受けました。朝霞保健所で指定難病受給者証が発行されたため、障害福祉課で難病患者見舞金の申請をしましたが、申請期限に間に合わず、保険年金課での期限の案内や障害福祉課の窓口対応も悪かったです。	職員の窓口対応や態度については、御不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。今後、該当職員だけではなく、課全体として、来庁される方々に寄り添いながら対応するよう指導していきます。 次に、朝霞市難病患者見舞金支給につきましては、市の要綱において、令和5年3月31日までの申請が令和4年度分の対象となるものです。今後は、保健所での受給者証の発行に時間がかかることなどを踏まえ、制度をご利用の皆様に対して不公平な対応とならないよう配慮していきます。また、県と市の組織の違いですが、県と市で管轄する業務が異なるため、窓口の一本化は難しいものと考えていますが、相互に連携できるよう努めていきます。最後になりますが、保険年金課での案内については、所管していない業務の詳細情報を把握することは難しい状況にあることから、今後については、市の関係課に御案内させていただきたいと思います。	障害福祉課 保険年金課
4月18日	朝霞市のホームページで带状疱疹を検索して見ても、ざっくりした概要とワクチン接種についての説明も分かりにくく、発症した時に閲覧してもあまり役に立ちませんでしたので、市のホームページで带状疱疹という病気について詳しく知るための特設ページを作成し、ワクチン接種を推奨するための取り組みをしてください。	带状疱疹についての特設ページを作成することについてですが、市のホームページの内容を見直して、今後、わかりやすい説明にしたり、詳細な情報を加えたいと考えています。また、次にワクチン接種を推奨するための取り組みについてですが、現在、带状疱疹は、法令に定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチンを接種する場合は、御本人の希望と医師の判断によって行う任意予防接種とされており、接種費用は、全額自己負担となっています。東京都や埼玉県内のいくつかの市や町で、接種費用の一部を助成していることは、把握していますが、現在、国の審議会等において、定期接種化を検討しているワクチンの中に、带状疱疹ワクチンが含まれていることを確認していますので、本市では、この動向を注視しながら、带状疱疹ワクチン予防接種の助成について、調査等を行っていきたく考えています。	健康づくり課
4月18日	多胎妊娠の制度についてもっと充実させてください。朝霞市には、双子や三つ子の家庭を対象にしたサークルがあり、多胎児家庭があるにも関わらず朝霞市の支援が少ないと思いました。現在朝霞市では、妊婦健康を追加で2枚発行してもらえそうでありがたいのですが、それを受取るにしても、足りなくなった段階で受け取りにいかなければならないというのものがかなり負担です。	多胎妊娠制度の充実について、現在、本市では多胎妊婦の方に拘わらず、妊娠期から切れ目のない子育て支援を目指し、朝霞市子育て世代包括支援センターで、すべての妊婦の皆様に対し助産師や保健師が子育てのスタートをサポートしています。具体的には、母子手帳の交付や妊娠・出産、子育てについての疑問や相談を受けたり、育児サービスなどに関する情報などを提供しています。多胎妊婦の方については、特にお身体への負担が多くあるかと思うので、多胎妊婦の方に対する支援制度の充実について、他自治体の事例などを参考にしながら検討していきたく考えています。	健康づくり課
4月27日	公立小学校の運動会と保育園の運動会の日が重なり、いろいろ調整してもらい、今年もアンケートを取った上で日を決定されたのですが、第二小学校の行事予定を見ると、保育園の運動会の日は学校公開日(土曜参観)と引取訓練の日になっていて今年も行事が重なってしまっていました。	保育園の運動会について、教育委員会と事前に調整を行い、日程を決定したところです。保育課としては、教育委員会を通じて各小学校に運動会日程をお知らせしていたため、朝霞第二小学校が年間行事を調整する中で、やむを得ず学校公開日(土曜参観)及び引き取り訓練と重なってしまったものと考えています。教育委員会で朝霞第二小学校に引き取り訓練の内容について確認したところ、当日の日程については、細部をこれから決定していくとのことでした。ただし、引き取り訓練は授業参観終了後になるため、午前中の遅い時間になると思われます。今後も、保育課と教育委員会で、可能な限り、年間行事スケジュールを調整していきたく考えています。 なお、保護者による引き取り訓練が難しい場合であれば、事前に学校に相談するようお願いいたします。	保育課 教育指導課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
5月15日	来年度、学童が定員オーバーになりそうで子どもが行く場所が見つかりません。他市（新座市、志木市、和光市）の情報を確認しますと、学童保育とは別に子どもの居場所事業として学校の空き教室や体育館等で、放課後、長期休みに利用できる場所があるようですが、朝霞市にはそういった場所がないのでしょうか。災害時等の安全面から見てそういった場所が必要かと思いますが来年度以降事業計画等がありますでしょうか。	放課後児童クラブへの入所希望が年々増えているものの、学校の敷地には限りがあるなど、公設のクラブの拡充が難しいことから、保留児童の多い通学区域に対し、平成29年度から民間のクラブの開所を進めていますが、いまだ解消には至っていません。 なお、小学3年生以上の児童で、放課後児童クラブの入所申請に際し、定員の超過により、入所を保留とされた小学生を対象に「児童館ランドセル来館事業」を実施しています。これは、児童が放課後を安全で安心して過ごすことができるよう、下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま、直接児童館に来館し、児童館閉館時間である午後5時30分まで児童館で放課後を過ごすことができる事業です。他市においては、子どもの居場所事業として、学校の空き教室等を活用した、居場所型の放課後子ども教室を実施していますが、本市においては、教育の観点から、カリキュラム提供型の放課後子ども教室として実施しているところです。	保育課 こども未来課 生涯学習・スポーツ課
5月25日	療育手帳C等級の子の学校送迎の為に在宅勤務の仕事へと転職し、毎日送迎しておりますが、「軽自動車税の減免」という件では障害等級が軽度であるため、対象外となっています。現状の制度としては理解はしましたが、現実問題として、一人で出歩けない軽度障害の子を送迎している保護者は頻繁に見かけています。彼らも同様に、親の仕事の都合をつける（もしくは）仕事に就かずに送迎を最優先としています。そのような【実際に起きている状況】と【制度】には、やや乖離があるのではないのでしょうか？ こういった現実を認識し、今後他市に先駆けて市民のためのより良い制度改革を御検討ください。	福祉施策については、本市でも障害のある方々への各種支援策がありますが、御指摘のとおり障害の等級により受けられる支援制度が異なっています。これは、限られた財源でより重い障害のある方々の経済的、精神的負担の軽減を図るために手当等を支給しているものです。 なお、障害の等級に関わらず受けられる、生活サポート事業、市内循環バス（わくわく号）特別乗車証の発行、市内公共施設利用料の免除・減免や朝霞市の制度以外でもタクシー運賃の割引制度、公共料金等の割引制度など様々な支援策のほか、税制度では、税の申告における障害者控除等があります。御不明な点はお問い合わせください。	障害福祉課 課税課
5月30日	「いきいき教室」について、インストラクターはマスク無しで指導していますが、高齢者が多い場所ではマスク着用が推奨されています。会場は窓が無く、参加者も多いため、マスク着用を御検討ください。	マスクの着用について、現在国の方針としては「個人の判断」となっていますが、御指摘のとおり、「病院・介護施設・高齢者が多い場所では着用を推奨する」とされています。その一方で、「行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ともされているため、マスク着用を義務化するようなことは難しい状況です。今回の御意見を受け、速やかに委託事業者に情報提供を行いました。事業者からは、必要に応じて適宜着脱していくと回答がありました。「いきいき教室」の実施会場について、いただいた御意見を参考に検討します。	長寿はつらつ課
6月5日	子どもを連れて児童館に行った際、卓球、将棋などをやりたかったのですが、小学生以上でないとできないと断られました。職員の方に理由を尋ねたのですが、卓球は安全上の理由、将棋に至っては明確な理由を示されませんでした。いずれも小学生未満でもできる子どもはたくさんいると思います。卓球を安全上制限するのであれば、年齢ではなく身長などに変えるべきです。将棋などもルールは理解しているのに小学生未満だからできないのはおかしいので、緩和すべきだと思います。	児童館では部屋の利用目的等に応じ、時間、空間を分けています。その際には、「乳幼児」「小学生（以上）」「中高生」の年齢で区分けを行っています。 将棋については、他の貸し出し玩具と同様に、商品の対象年齢、誤飲等の危険性を鑑み、貸し出しの対象年齢を決定しているところです。また、玩具等の誤飲については、貸し出しを行うお子様の年齢ではなく、「乳幼児」として貸し出しが可能かどうかを判断しています。 卓球については、市内全児童館共通で「小学生以上」を対象として、年齢による区分けを行い、ゆうぎ室等で「乳幼児」とは空間を分け、実施しています。先述の理由から、児童館において、「乳幼児」のお子様を対象に卓球を実施する場合は、「乳幼児」のお子様だけに対し、時間、空間を設けて実施する必要があるものと考えています。このような理由から、個別に年齢や身長により判断することは難しいと考えています。	こども未来課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月6日	朝霞市内の小中学校に通う３人目以降の給食費が無償化になったのとのことですが、第３子が保育園・幼稚園に通っている場合の第３子以降の保育園・幼稚園の給食費も無償にしてもらいたいです。保育料は無償ですが、給食費は小学校より高額です。同じ第３子なのに...と思います。御検討宜しくお願いします。	朝霞市では、令和５年度から「あさか多子世帯応援プロジェクト」として、３人以上のお子さんがある多子世帯に対して、以下の支援をしています。 ① 保育園等に入所する第３子以降の児童（０歳～２歳児）の保育料を無償化 ② 第３子以降の子どもを出産した家庭に対する、出生児童１人あたり３０万円の給付金 ③ 小・中学校に兄弟姉妹が３人以上在籍している場合に３人目以降の学校給食費を無償化 そのほか、保育園・幼稚園の給食費については、以前より以下の支援をしています。 ④ 保育園等に入所している兄弟姉妹から数えて第３子以降の児童（３歳～５歳で保育園等に在園）の副食費（４,５００円/月）を免除 ⑤ 小学校３年生までの兄弟姉妹から数えて、第３子以降の児童（３歳～５歳で幼稚園に在園）の副食費（上限４,５００円まで）を補助 本市では、多子世帯への負担軽減に努めていますが、御意見にあります全ての第３子への給食費支援については、財源確保が厳しい状況であり、現状では難しいものと考えています。	保育課
6月14日	保護者が休みの日の保育について改善を求めます。幼稚園児と違って、保育園児は親が休みなら休みというのをおかしいのではないのでしょうか。また、保護者の休みと行事が重なった場合、行事の時間のみ保育となっておりますが、子どもの生活リズムも崩れるし、それを回避させようと思うと本来得られるべき経験が損なわれてしまいます。平日５日間は親の休みに関わらず、せめて認定区分の短時間保育の間の８:３０～１６:３０の保育をお願いしたいです。このまま家庭保育を続けるのであれば、その分保育料や給食費を減額するべきではないでしょうか？ 保育所保育指針の中でも保護者支援という項目もしっかり明記されています。そこも踏まえて改めて考えてください。	保育園は保護者からの申し込みにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、御家庭において十分に保育できない場合に、御家庭に替わって子どもを保育するための児童福祉施設となっています。そのため、御家庭において保育が可能な場合には、原則、保育園の利用はできません。ただし、やむを得ない状況など、個別の事情の場合については、各保育園において柔軟な対応をお願いしていますので、その際は、保育園に御相談ください。 また、保育料については、利用の対価として徴収するものではなく、運営するために必要な費用の一部を保護者の所得に応じて御負担いただいています。そのため、登園日数に関わらず、保育園に在籍していることにより、月額で保育料が発生します。なお、保育料の減額については、日割り計算が可能な事由として、月途中に入退園した場合、災害による休園が発生した場合等に限られていますことから、保育料を減額することができませんので御了承ください。	保育課
6月19日	現在ＡＥＤの習得のための授業が行われているが、同じように自殺防止のために希死念慮を抱えた人たちにに対する相談された時の対処法や、自身がそれに陥った際の対処の仕方などの授業をすることができないでしょうか。	自殺に関する相談については、朝霞市保健センターにおきまして、御本人や御家族からの相談に随時対応する「心身の健康に関する相談」や、毎月１回の予約制で、精神科医や精神保健福祉士がお受けする「こころの相談」を実施しています。 自殺防止のための対処方法などの授業についてですが、本市におきましては各分野における自殺対策を支える人材の育成を目的として、自殺に至る背景を学び希死念慮を抱える方やうつ傾向にある方の接し方を学ぶとともに、自身のメンタルヘルスの保持や増進について学ぶ「ゲートキーパー研修」を市職員及び市内小中学校の教職員を対象に実施しているところです。また、国や埼玉県におきましては、ホームページに「ゲートキーパー研修」に関する資料や動画などを掲載するとともに、自殺防止につながる情報を掲載して広く周知を図っているところです。	健康づくり課
6月20日	新型コロナウイルス流行以降、朝霞市、和光市、志木市、新座市の近隣４市に夜間診療を受診出来る病院がありません。 子どもが脱水症状を引き起こした際、こども医療相談に電話して案内されたのは浦和と大宮、所沢の病院と遠く、受診を断念しました。 夜間診療を受けることが出来る体制を整えてもらいたく、要望を提出します。どうか御検討の程、よろしくお願い致します。	夜間の小児救急体制ですが、朝霞地区４市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）が共同で朝霞地区医師会に運営を委託し次の体制を整えています。 入院等を必要としない軽症の救急患者に対応する初期救急については、平日の夜間は午後８時から午後１０時まで、土曜日の夜間は午後７時から午後９時まで、日曜日・祝日は午前１０時から正午まで、和光市の独立行政法人国立病院機構埼玉病院が対応しています。それ以外の深夜帯に対応する初期救急医療機関としましては、近隣市では、「さいたま市大宮休日夜間急患センター」や「所沢市市民医療センター」などがありますが受診の際は事前連絡が必要となっています。 次に、入院が必要な重度の小児救急患者に対応する二次救急については、埼玉病院と富士見市のイムス富士見総合病院を確保し、２４時間体制で対応しています。 また、軽症な方に向けまして、２４時間体制で看護師が相談を受け付ける「埼玉県救急電話相談＃７１１９」やチャット形式で入力した内容をもとに可能性のある症状の案内や対処法を助言する「埼玉県ＡＩ救急相談」、休日や夜間の当番医に関する問い合わせ先として「埼玉県南西部消防本部」などの情報を市ホームページなどに掲載し、急な病気やけがに対する対処法などの情報を得る機会や医療機関情報の提供につなげているところです。	健康づくり課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月26日	わくわくどーむのプール監視員の監視姿勢が酷いです。椅子の上での居眠りがあり、何度指摘しても改善が見られません。責任者はちゃんと監視の実態を把握すべきではないでしょうか。	現在のプール監視体制については、監視室に配置されているスタッフを含め常時7名体制で実施しています。また、スタッフ個人の監視への意識を高められるよう、あえて監視場所を固定せず一定の時間で交代するといった体制をとっています。 しかし、過去にも直接窓口へ御指摘をいただいていたこと、今回、市への意見・要望をいただいたことを受けまして、次のとおり対策をとっていきます。 1つ目は、これまでも実施しておりました職員による巡回点検の頻度を増やすことで、チェック体制を強化していきます。2つ目は、7名の監視スタッフとは別にもう1名、監視スタッフの体制、態度等をチェックする職員を状況に応じて配置します。	健康づくり課
7月3日	発熱時の朝霞市の病院対応について改善要望します。コロナ全盛の時もそうでしたが、発熱時に対応してくださる病院が少な過ぎます。また、発熱患者の受付人数が少なすぎたり、診察券を持っていないと受付してもらえない、自家用車で来て欲しいなど、制約が多すぎて、診察してもらうまでが大変です。病院の経営は市が介入できるものではないのかもしれませんが、発熱患者に対し、もう少し門戸を広げてほしいと願います。	発熱時の受診医療機関について、現在、発熱患者の方を診療できる医療機関は、まだまだ限定されていることや診療時に患者様同士が密にならないよう予約制とするなど、配慮が必要な状況にあることから医療機関が混雑し受診まで時間を要することがあることは把握しています。 発熱患者の方に対応する医療機関については、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことに伴い、国では幅広い医療機関にて発熱患者の診療ができる医療体制に向けて段階的に移行していくこととし、都道府県ごとに診療ができる医療機関を指定し公表しています。埼玉県によりまずと指定する医療機関は現在増えているとのことです。 埼玉県が指定する医療機関は、埼玉県ホームページに掲載する「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」にて検索することができます。本市では現在29医療機関が登録されていて、このうち小児の受診可能な医療機関は16医療機関あります。また「埼玉県コロナ総合相談センター」の24時間体制の電話相談でも、受診可能な医療機関などの問い合わせに対応していますので、必要時に活用ください。	健康づくり課
8月14日	現在、朝霞市の一時保育については、利用できる児童の条件に「保育園等に入园していない」というものがありますが、市内の保育園に見学に行くと、「親の仕事のない時は保育園に預けることができない」との説明を特定の保育園だけでなく、複数の園でそのような話がありました。保育園児の親は子どもを預けてリフレッシュすることが不可能であり、また、この状況は政府が少子化対策として打ち出している「だれでも通園制度」の思想に反していると考えます。一時保育を利用可能とする、もしくは普段預けている保育園に親が休みでも預けることを可能となるよう改善を求めます。	現状は、保護者の休暇などにより、御家庭において保育が可能な場合には、原則、保育園の利用はできないこととなっています。ただし、やむを得ない状況など、個別の事情の場合については、各保育園において柔軟な対応をお願いしていますので、その際は、保育園に相談してください。 また、一時保育については、「保育園等に入园していない、満1歳以上就学前までのお子様」等を対象としています。このため、保育園に入所されている児童の、リフレッシュを目的とする一時保育の利用はできないものとなっています。 しかし、平日が勤務の週休日の場合、リフレッシュのために保育園の利用を希望するようなケースもあることと思われます。そのような場合については、ファミリーサポートセンターを御利用いただくか、認可外の保育事業所における一時保育の利用等を御案内しています。 なお、国の「だれでも通園制度」は未だに制度の詳細が明らかではありませんが、御要望として受け付けます。	保育課
8月15日	朝霞市も带状疱疹ワクチンの助成金制度を導入してもらえないでしょうか。	带状疱疹については、現在、法令に定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチン接種の場合は、御本人の希望と医師の判断によって行う任意予防接種とされていて、接種費用は、全額自己負担となっています。 埼玉県内のいくつかの市や町で、接種費用の一部を助成していることは、把握していますが、現在、国の審議会等において、定期接種化を検討しているワクチンの中に、带状疱疹ワクチンが含まれていることを確認していますので、本市では、この動向を注視しながら、带状疱疹ワクチン予防接種の助成について、調査等を行いたいと考えます。	健康づくり課
8月21日	わくわくどーむのプールにロッカーのキーホルダーの部品と思われるネジが落ちていました。危険ですので、早急にすべてのキーホルダーの点検、交換をお願いします。	御意見にあったロッカーのキーホルダー部品については、早急にわくわくどーむの管理運営業者に破損等の状況確認を行うように伝え、必要に応じて部品等の交換を行うよう指示しました。 なお、この部品については、プラスチック製のボタン式であることからプール利用時等に負担がかかると外れてしまう可能性もあるため、監視員にこの情報を共有させつつ、今後も安心安全に御利用いただけるように努めていきます。	健康づくり課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月1日	こども医療費の助成対象について、入院時の食事代の自費負担なしにしてもらいたいです。	こども医療費の入院時の食事療養標準負担額については、本市では市町村民税の非課税世帯を支給対象としています。 こども医療費については、埼玉県からの補助金を基に、各市町村がそれぞれの実情を踏まえ、各市町村の財源で上乗せをしています。埼玉県の補助金が未就学児分までとなっていて、それ以外の分については朝霞市の財源で賄っているところです。 入院時の食事療養標準負担額の支給対象について、所得制限をなくし、すべての世帯とすることは、新たな財政負担がかかることから、限られた財源の中では、現在のところ大変難しいものと考えています。	こども未来課
9月7日	子どもが大きくなるにつれ生活費(とくに食費)がかかります。働いても働いてもお金が足りません。子どもが多い家庭に早急に何か対応して頂きたいです。	現在、子育て世帯を支える仕組みとしては、児童手当やこども医療費の支給があります。この他、ひとり親世帯への児童扶養手当等の支給を行っています。 また、生活困窮に関する相談窓口は、福祉相談課や生活支援課で、相談に対応しています。	こども未来課
9月19日	子育て支援センターなどの子育て関連施設に勤務するスタッフは、定期的にメンタルケア講座や助産師による講習などを受けるようにできませんか。 あなたの子供より大変な子供はいらるから、あなたはそこまで大変じゃないと思う等言われましたが、大変かどうかを決めるのは親本人ですし、話を聞いて共感し、労って欲しくて相談しているのに見当違いだと思えます。改善をお願いします。	子育て支援センターでの相談の際に、職員の対応が利用者の方に寄り添ったものではなかったことをお詫びします。 保育課においては、子育て支援センターや保育園等の職員を対象とした様々な研修を主催するほか、埼玉県等他機関主催の研修への参加も推奨していることから、改めて職員に対し、よりきめ細かな支援を実施するために、研修への参加を指導していきます。 子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場です。子育て支援センターとしては、利用者の皆様に寄り添った対応をしていきたいと考えています。	保育課
12月1日	浜崎の老人福祉センターで最近万引きが横行しています。お風呂場の脱衣所には貴重品ロッカーはありますが洋服を入れるのはカゴしかありません。早急に冬物のコート ぐらい入れられるロッカーの設置をお願いします。	浜崎及び溝沼老人福祉センターに設置しているロッカーについて、改めて設置状況や大きさなどを確認しました。また、自分の衣服や靴以外を誤って着用してしまう事例も少なからずあることを確認しましたので、対応について朝霞市社会福祉協議会と調整しました。今後については、浜崎老人福祉センターに設置してあるロッカーを入替えるとともに、荷物の取り間違えについて、利用者に注意喚起をすることとしました。	長寿はつらつ課
12月6日	わくわくドームのボイラー故障について、工事期間中は近隣の施設を利用していますが、市外料金となるので結構な負担となります。突発的な故障の場合、近隣の施設も市内料金で利用できるように要望します。	ボイラーの故障により御不便御迷惑をおかけしていますこととお詫びします。現在、入替工事を実施しており、年始早々までには利用再開できるように進めています。利用再開日が決まりましたら、市ホームページ等でお知らせします。 なお、利用料金については、各市でそれぞれに条例で定めているため、突発的な故障の場合の早急な対応は難しいものと考えています。	健康づくり課
12月12日	昨今、新築大型マンションや集合住宅建設による子育て世代の市への流入が多いと感じます。それに対し、小児科が少なく受診したいと思っても予約を取ることすら難しく、受診することが困難となる現状があります。小児科について市の認識と今後の拡充についてお伺いしたいです。	埼玉県では「第7次埼玉県地域保健医療計画」を策定し、同計画に基づき医療体制の推進に取り組み、具体的には、外来医療機能の偏在・不足等の状況に係るデータや、医療関係者、市町村などから聴取した地域医療の現状から把握した地域で不足する診療科目について、新規開業者に不足する診療科目を設置していただくよう協力を要請するなどの対策を講じています。 このような体制の中、本市では、市内の小児科の現状は把握していて機会を捉えて現状を伝えていることから、今回の御意見についても本市を管轄する埼玉県朝霞保健所及び朝霞地区医師会に報告したところです。	健康づくり課
1月30日	保育園入定後の面談について、実施方法と案内内容の改善を希望します。もう少し混雑しない仕組みを考えていただけないでしょうか。 もし仕組みを変えることができないなら、面談の案内通知に以下の内容を記載していただければと思います。 ・〇時から順番待ちができます ・混雑時は時間前にいらしても1時間以上お待ちいただく場合がございます。 ・子どもを遊ばせるスペースやおもちゃは置いていないので各自持参してください。 ・先に受付を済ませ、外出していただくことも可能です。(当日に子どもを遊ばせる場所の案内を渡す。)	今年の面談においても、例年同様に運営をしたところですが、例年以上に一部の時間帯に面談者が集中してしまい、長時間お待たせしてしまう事態が生じたことは、課題と認識しており、改善が必要であると考えています。 御指摘がありました、面談者が集中しない仕組みや周知の仕方、待ち時間の対策などについては、来年の面談に向けて検討します。	保育課

健康・福祉			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
2月26日	わくわくドームで、温かい泡のジャグジーの高い椅子に座っている監視員の方が、いつも寝ています。朝霞市の施設なので、寝ている方にも税金でお給料が発生していると思うと、なんとも言えない気持ちです。寝ているほど暇なら、削減すべき、必要なら寝ないべきではないでしょうか。	電話での回答 施設責任者に以下2点について指示をした旨を回答しました。 ・該当のプール監視員に対して厳重注意を行うこと。 ・プール監視に当たる全スタッフへの指導を徹底すること。	健康づくり課
2月26日	朝霞駅周辺に子育て複合施設の建設を要望します。和光市では、わびあといった子育て支援が充実した施設があります。朝霞市はファミリー世帯の流入が多い自治体ですが、スイミングスクールのような施設が徒歩圏内に欲しいという声を耳にします。	和光市には、市民プールや総合児童センター、日帰り入浴施設などを設けた「わびあ」があります。しかし、朝霞駅周辺にはこのような施設を建設する用地がないのが現状です。児童館には、乳幼児専用のプレイルームや遊戯室があるほか、乳幼児とその保護者の方が参加できるイベントが充実しており、定期的に開催されています。なお、朝霞市健康増進センター（わくわくどーむ）には温水プールがありますので、あわせてご利用ください。	こども未来課
3月4日	保育園のお昼寝は、子どもの休息に必要である一方、必要以上に寝ている子どもが少なくなく、子どもの心身に悪影響を与えていると感じています。一番困るのが、全くお昼寝が必要ないのに、2時間も布団の上で静かにしてなくてはならず、そのために保育園に強い拒否反応を示し、保育園に通えなくなることです。その場合、親は仕事を続けられなくなります。まず、アンケートなど実施して実態を把握してほしいです。子どもの心身の健康のため、親の仕事の継続のために、保育園のスペースやスタッフ確保のための予算を割いて頂けると助かります。	お昼寝については、子どもの体と頭を休ませ、午後の時間に安全で楽しく過ごすために取り入れています。お昼寝の取り方については、各保育園において、クラスの子どもの状況を見ながら判断しています。また、お昼寝の時間に寝ない子がいた場合には、お昼寝をしている子の妨げにならない範囲で、おしゃべりや絵本を見るなどをしながら過ごしています。お昼寝の廃止については、お昼寝をすることで、集中力が戻り、ケガの予防につながり、機嫌よく過ごせることや、朝7時から登園している子や体力が未熟な子がいるなど園児の状況は様々であることから、現時点での廃止は考えていない状況です。	保育課
3月6日	我が子の体調不良時に毎回預け先がなく、頭を悩ませています。病児保育を利用させてもらうことはありますが、既に定員がいっぱいだったり、利用時の受け入れ基準が厳しすぎて利用できないことが多いです。こどもが体調を崩した時でも安心して休養ができる場所づくり、私たちも安心して仕事できる環境づくりをお願いします。	本市では、咽頭結膜熱など、感染力の強い感染症をはじめとして、受入基準を定めており、基準を満たしていない場合や、発熱の原因が確定できない場合のほか、定員に達してしまった場合などは、お預かりをお断りしています。市としても、共働き家庭の増加により、お子さまが病気であったとしても父母ともに仕事を休むことが難しい家庭があることは理解しています。しかし、病気のお子さまを、安心・安全にお預かりするためには、これ以上の受入定員の拡大や受入基準を緩和することは難しいと考えています。	保育課
3月14日	原則、親が仕事休みの日は保育園に預けられないというルールはおかしいと思います。国のこども誰でも通園制度の具体的な内容が公開された今、改めて再度検討をお願いします。	保護者の休暇などにより、家庭において保育が可能な場合には、原則、保育園の利用はできませんが、やむを得ない状況など、個別の事情の場合については、各保育園において柔軟な対応をお願いしています。また、こども誰でも通園制度は、在宅で子育てをする世帯の子どもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人とかわる機会が得られること等によって、子どもの新たな気付きを得たり、保護者と子どもの関係性に関わったりすることなどを目的とした制度です。今後、新たな制度が実施される中で、保育園のあり方については、国の動向を注視するとともに、変更があった場合には、適切に対応します。	保育課
3月28日	政策が子育て世帯寄りで不満です。市議会議員さんの候補者の公約を見ても障害者のしの字も有りませんので、投票には行きませんでした。絶対数は少ないのは承知の上子ども無しや障害者への政策を強化してほしいです。	福祉施策については、本市でも障害のある方々への各種支援策があります。毎月広報あさかに『わたしたちができること～障害者差別解消法～』、『日本手話情報コーナー』を掲載しているほか、広報あさか7月号では、障害のある方向けの支援制度について掲載する予定です。	障害福祉課

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月3日	東朝霞公民館の文庫本等が、あまりにも「手あか」等で汚れていて、触るのもきもちわるいので新しい本に取り替えてもらいたいです。 時間制限を図書館もしていますが、する必要がないと思います。節電とのことで市の利用場所は節電し、事務所は煌々と明かりがついています。図書館は目をつかう場所なのに節電するのはおかしいと思います。 「国からの要請」という言い訳はしないで、埼玉は埼玉、朝霞は朝霞の独自性があって良いと思います。	公民館図書室の図書については、毎年、新しい図書の購入や買い替えを行うとともに、図書館にある状態の良い図書を公民館に提供してもらい、入れ替えを行っています。 開室時間については、来月から、国においてコロナへの対応が変更になることから、国に準じて対応していきたいと考えています。節電については、電気料金高騰の中、公民館全体において、利用者の皆様に御不便が生じないよう施設の利用状況を見ながら、適宜、節電に努めているところです。また、公民館図書室においても、天気の良い日には窓側の蛍光灯を消灯するなどして節電していますが、図書が読みにくい場合にはお声掛けいただければ、消灯している部分も点灯して御不便がないよう対応します。	中央公民館
4月11日	男性の交通指導員の方が、小学生中学年くらいの子供の児童の手を握り、ボディタッチを（手を肩に回しポンポンとたたく）しながら、横断歩道を渡らせているのを目撃しました。2人の関係性もわかりませんが、大人に意見をしづらい子供児童に対して大人の男性が不必要にボディタッチを行うのはいかがなものかと思いました。この件に対する、朝霞市のお考えと、対応についてお聞かせいただけますでしょうか。	市では、安全上特に必要な場合を除き、身体に同意なく触れるべきではないと認識しており、今回御指摘の手を握る、肩をたたくというような行為についても、子どもたちへの交通安全指導上必要な行為ではないと考えています。当該交通指導員に対し、たとえコミュニケーションの一環であったとしても、不必要な身体への接触をしないよう指導しました。今後も児童の登下校の交通安全に配慮し、引き続き丁寧な誘導・指導に努めていきます。	教育管理課
4月14日	先日、内間木テニスコートを修繕したとのことですが、コートの改修が杜撰で驚きました。もう少しまともな補修をしていただきたいと思います。使用者負担ということも考慮し、使用料をもう少し上げてでもまともな補修をしてはいかがでしょうか。	今回の修繕については、人工芝の破損により、御利用者の転倒が生じたことから緊急的な修繕を実施しました。御指摘のとおり、内間木公園テニスコートは青葉台公園テニスコートと比較しコンディションが良くないことは把握しています。しかし、全面的な改修については財政面からすぐには行えないため、今回のように部分的な修繕を行ったものです。今後についても、引き続き人工芝のコンディションの把握に努め、必要な対応を行っていきと考えています。	生涯学習・スポーツ課
4月27日	（再掲） 公立小学校の運動会と保育園の運動会の日が重なり、いろいろ調整してもらい、今年もアンケートを取った上で日を決定されたのですが、第二小学校の行事予定を見ると、保育園の運動会の日が学校公開日（土曜参観）と引取訓練の日になっていて今年も行事が重なってしまっていました。	保育園の運動会について、教育委員会と事前に調整を行い、日程を決定したところです。保育課としては、教育委員会を通じて各小学校に運動会日程をお知らせしていたため、朝霞第二小学校が年間行事を調整する中で、やむを得ず学校公開日（土曜参観）及び引き取り訓練と重なってしまったものと考えています。教育委員会で朝霞第二小学校に引き取り訓練の内容について確認したところ、当日の日程については、細部をこれから決定していくとのことです。ただし、引き取り訓練は授業参観終了後になるため、午前中の遅い時間になると思われます。今後も、保育課と教育委員会で、可能な限り、年間行事スケジュールを調整していきたいと考えています。 なお、保護者による引き取り訓練が難しい場合であれば、事前に学校に相談するようお願いいたします。	保育課 教育指導課
5月1日	1. 図書館のうち北朝霞分館のみ公衆Wi-Fiが使える状況かと思えます。 2. 図書館自習室の増設、もしくは空き会議室等を活用する形で自習室を新設はできないでしょうか？	1点目のWi-Fiの件については、産業文化センターの1階で、Wi-Fiに接続が可能となっていますが、図書館北朝霞分館内では、必要な機器等を設置していませんので、接続ができない状況です。なお、図書館北朝霞分館では、ビジネス支援サービス用として、インターネットに接続できるパソコンを設置して、図書館利用カードをお持ちであれば、1人1回1時間以内で1日2回までの利用が可能となっています。 次に、2点目の図書館北朝霞分館の自習室の増設・新設についてですが、分館のスペースは限られていて、また、会議室等は産業文化センターの管理により、産業振興等を目的として使用されていることから、現在のところ、自習室の新設等は、難しいものと考えています。なお、図書館北朝霞分館の入口の前に、机2台と、いす2脚を自由に使用できるよう設置していますので、自習にも活用できます。	図書館

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
5月15日	(再掲) 来年度、学童が定員オーバーになりそうで子どもが行く場所が見つかりません。他市（新座市、志木市、和光市）の情報を確認しますと、学童保育とは別に子どもの居場所事業として学校の空き教室や体育館等で、放課後、長期休みに利用できる場所があるようですが、朝霞市にはそういった場所がないのでしょうか。災害時等の安全面から見てもしそういった場所が必要かと思いますが来年度以降事業計画等はありませんでしょうか。	放課後児童クラブへの入所希望が年々増えているものの、学校の敷地には限りがあるなど、公設のクラブの拡充が難しいことから、保留児童の多い通学区域に対し、平成29年度から民間のクラブの開所を進めていますが、いまだ解消には至っていません。 なお、小学3年生以上の児童で、放課後児童クラブの入所申請に際し、定員の超過により、入所を保留とされた小学生を対象に「児童館ランドセル来館事業」を実施しています。これは、児童が放課後を安全で安心して過ごすことができるよう、下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま、直接児童館に来館し、児童館閉館時間である午後5時30分まで児童館で放課後を過ごすことができる事業です。他市においては、子どもの居場所事業として、学校の空き教室等を活用した、居場所型の放課後子ども教室を実施していますが、本市では、教育の観点から、カリキュラム提供型の放課後子ども教室として実施しているところ	保育課 こども未来課 生涯学習・スポーツ課
6月2日	朝霞市立総合体育館の個人開放についての要望になります。 現在バドミントンと卓球が個人開放として利用できるようですが、バスケットボールも個人開放の1つに入れてほしいです。朝霞市周辺では和光総合体育館だけが個人開放でバスケットボールをすることができますが、和光市だけでなく朝霞市や周辺の市の子どもたちで定員オーバーで溢れてしまうことも多々あります。	総合体育館個人開放事業については、毎週火曜日と水曜日に実施しており、火曜日は12時から18時まで、水曜日は15時30分から21時30分までとなっています。 なお、利用可能種目については、多くの方に御利用いただけるようバドミントンコートの広さでできる範囲の種目に限り、バドミントン、卓球、ミニテニスなどが対象となっています。 バスケットボールを個人開放の種目とすることについては、使用する面数がバドミントンや卓球等と異なり広範囲となることなど、課題もありますので、今後の利用状況等を踏まえ検討します。また、自主練習ができる場所としては、城山公園や朝霞の森もございますので、御利用ください。	生涯学習・スポーツ課
6月16日	図書館の未所蔵資料のリクエストの手間が大きいので、改善して欲しいです。 第一に、未所蔵図書のリクエストを電子化し、インターネット上で完結するようにしてください。第二に、シリーズものを複数冊リクエストする際に一枚の紙でリクエストできるように運用を変えてください。第三に、ホームページにあるリクエストカードの書式を変更してください。タイトルが長いと文字が入り切らなかったり印刷で綺麗に用紙に合わなかったりして不便です。	まず、未所蔵資料のリクエストについては、本市で購入するか、相互貸借（埼玉県内の公共図書館が相互に資料の貸し借りをするもの）により、提供しています。相互貸借については、県内各図書館における貸出条件及び、図書館システムが異なることなどから、職員が個別に確認しながら依頼をしています。このようなことから、早急な対応は難しいものと考えていますが、インターネットを介した手続きが可能であるか検討をしていきます。 次に、シリーズものを1枚のカードでリクエストできるようにとの御要望ですが、シリーズであっても各巻ごとに所蔵館が異なったり、貸出中であつたりするため、1点ずつの扱いとしていますので、御理解ください。 最後に、リクエストカードの書式については、図書館のホームページよりダウンロードし、文字のフォントサイズの変更をしていただく等で御対応できると思われますが、パソコン等の環境で異なることもありますので、図書館システムの更新時などの機会に見直しを考えていきます。	図書館
6月29日	子どもが中学校に入り体操着を着てから制服をきて登校することが日常であり驚きました。それは更衣室にいかずに着替えられるとのこと。体操着登校はいけないとのこと。 異常気象で4月から高温になる日もあるため、暑い日は体操着登下校を可能にしてほしいです。子どもはアトピーが酷いので、汗をかくととても痒くなるのでできれば薄着にしたいです。なんとか体調優先で柔軟な対応をしてほしいです。	電話での回答 次の通り回答しました。 ・制服の下に体操着を着ることは強制ではないので、着用しなくてもよいこと。 ・アトピー症などの疾患のある場合は体調を優先し、保護者の申し出により体操着登校を認める等柔軟に対応できること。	教育指導課
6月29日	中学生と小学生、要介護の義母と同居中で、フルタイム勤務で19時帰宅なので学校への電話連絡がとても困難です。実際に学校から連絡があっても取れず、帰宅後連絡しても通じません。 メールでの問い合わせが可能であれば色々な詳細を先生と連絡できると思います。その方がお互いの負担軽減になるのではないかと思います。	電話での回答 次の通り回答しました。 ・学校の代表メールを使用しての生徒保護者との個人的なやりとりは難しいこと。 ・帰宅が19時以降であれば、翌日で構わないので、可能な時間（出勤前や仕事の休憩時間）に電話連絡をお願いしたいこと。学級担任としても、直接保護者とお話させていただくことでお子様の状態等を詳しくお伝えできること。	教育指導課

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月18日	北朝霞図書館分館についてですが、座席が減って以来利用できたがありません。デスクの数を増やしてください。	図書館北朝霞分館では、新型コロナウイルス感染症対策のため、図書資料等の閲覧のための座席を削減しましたが、昨今の感染状況と御意見を踏まえて、感染症対策以前の状態に戻し、座席を増設します。 なお、図書館の入口の前に、机2台と椅子2脚を設置していますが、こちらには、既に椅子を2脚増設しましたので、館内の座席と併せて、御利用ください。	図書館
7月24日	図書館北朝霞分館の学習コーナーに2席増やしていたありがとうございます。図書館内壁面も以前と同じ席数に増やせるよう、御検討ください。		
7月27日	公立の中高一貫校を作ってもらいたいです。現状では朝霞市在住で受験できる中学校は伊奈学園のみで遠くて通えません。 また、現在住んでいる地域の学区の見直しをしてもらいたいです。	御要望にある公立の中高一貫校の設置について、埼玉県では県立伊奈学園のように高等学校が母体となり、そこに中学校が付随して設置されています。朝霞市は市立高校を設置していませんので、朝霞市として市立の中高一貫校を設置することは難しいのが現状です。 次に、通学区の見直しは、新たな学校の開設や大規模集合住宅などの新設等による学区内の児童・生徒数の大幅な偏りを是正する際などに検討することとなります。学校運営は、地域の方との協働が進められ、地域に根付いたものとなっており、見直しには、保護者や地域住民との合意形成に数年単位の期間を要します。また、学区変更を行った場合でも、そのままの学校に通いたいという方が多く、新たな指定校に多くの方が通学するまでには10年近くかかっている状況です。 これらのことから、学区の見直しについては、市内全域を視野に長期的な検討をしていかなければならない課題と認識をしていますが、現状としては、各通学区の指定校へ通学することとなっています。	教育総務課 教育管理課
7月31日	朝霞第八小学校についてですが、生徒数に対してプールが狭すぎるからか、週に一度しか水泳の授業がないです。子どもは去年も今年も2回しかプールに入れませんでした。 一中に近すぎる四中を根岸台7-8丁目あたりに移転させて校舎を増築したほうがいいのではないのでしょうか。少子化でこれ以上小学校は増やせないと思いました。	朝霞第八小学校のプール指導の状況ですが、昨年度までは新型コロナウイルス感染症予防の観点から、各学年を3つのグループに分けてプール指導を実施し、今年度は、各学年を2つに分けて、2時間続きの授業を1コマとして3コマ（6時間）は指導できるよう計画を立てていました。 しかし、プール当日の天候不良やインフルエンザによる学級閉鎖等の影響から、実施回数が2回になってしまった学年もあったという状況です。また、第四中学校の移設については、根岸台を含め適当な場所に新たにまとまった土地を確保することが困難であることから、現在のところ学校の移設は難しいものと考えています。	教育総務課
7月31日	暑さの中での市内中学校部活動について、昨年度も懸念する声がありましたが、保護者の判断で休ませれば良いとの回答でした。 クラブチームではなく公立中学校（義務教育）の活動として、文科省の基準を守るのは当然です。現在、WBGTを測ってしまうと試合ができない、顧問に任せると成り立っている現状があり、命がけの活動を顧問も、保護者も容認せざるを得ない状況があります。事故が起きたときに顧問の責任を問う問題ではありません。文科省の基準厳守と合わせて、部活動を継続させるためにも、視察をし、市内中学校の施設設備への水冷プールの設置や、グラウンドに日陰を増やす、夏の練習試合のみは朝練を認めるなど、市として子どもたちの命を守りながら部活動を継続させる仕組みを本気で考えてください。本件は個別の対応（該当中学校や顧問の対応）を求めるものではありません。該当中学校等への連絡は控えてもらうとともに、建設的な（朝霞市医師会等の意見も交えた）見解や対応についてお示しもらえるとう有難いです。	部活動を含めた中学校の体育活動時の熱中症対策については、各学校において、WBGTの指数等を用いた確実な状況把握と適切な判断のもと、熱中症事故防止に取り組んでいます。また、状況に応じて、学校医のアドバイスをもとに対応している学校もあります。現状の対策として、校庭に簡易テントを設置したり、休憩時間や下校前に涼む場所として校内のエアコンの効いた教室を用意したり、活動終了後にプールを活用したりながら熱中症対策を行っている中学校もあります。 御指摘のように、WBGTで計測してしまうことで活動を中止せざるをえなくなるため、計測そのものを行わないということはあってはならないことです。教育委員会としても、夏季休業中の部活動について、熱中症対策を含めた安全対策の徹底をあらためて指導していきます。 部活動については、現在、朝霞市部活動の在り方検討会議を開催し、今後の部活動の在り方について慎重に協議を進めています。その中でも、昨今の気象状況を踏まえた熱中症対策について検討していくことも大切であると捉えています。 御意見のあった水冷プールの設置やグラウンドに日陰を増やすことに関しては、多額の予算措置も必要となっていますので、即時の対応は難しいところです。	教育指導課

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月7日	子どもが朝霞第一中学校へ通っています。日々猛暑の中、片道30～40分かけて徒歩で通学しているのですが、この猛暑の中を片道30分歩き、部活し、また猛暑の中を歩いて帰ることを考えると、親として子どもの体が心配でなりません。 他県で、通学中の子が熱中症になり亡くなる事が起こっています。朝霞でも、明日にでも起こっても不思議では無いくらいの暑さです。 距離に応じた自転車通学をせめて出来るように検討をお願いします。 部活の先生にお願いしても、権限なく早期な対策は出来ないで、市から指示を出すなど、トップダウンでの対策で、早期対応をお願いします。	自転車通学について、市としては、朝霞第五中学校の特設校生以外では認めていません。しかし、部活動に関しては、練習試合等では移動距離に応じて自転車を使用するケースもあります。部活動を含めた中学校の体育活動時の熱中症対策については、国や県からの通知を踏まえ、年度当初の校長会議をはじめ気象状況等に応じて継続して指導をしています。今後も登下校時や練習試合などによる移動時においても、 ①自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。 ②なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。 ③部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。 について、各学校へ指示していきます。	教育指導課
8月21日	東京北西部（西東京、清瀬、東久留米など）と埼玉南西部（朝霞、新座）をエリアとする東西野球連盟という組織がありまして、そのエリアにある少年野球チームから選抜されたチームが、この度、少年軟式野球世界大会という大会で初優勝を果たしました。 もしよろしければどんな形でも構いませんので、市内の皆様はこのニュースを知っていただける機会を設けていただけないでしょうか。	本市では、朝霞市民体育賞として、本市のスポーツ普及発展に寄与された方のうち、各種大会で基準を満たしている選手を表彰しています。御紹介のあった少年軟式野球大会は国際大会ですので、入賞（第6位）以上であれば、対象となります。 被表彰者については、10月8日（日）に陸上競技場で開催される市民体育祭において表彰するほか、市ホームページでの掲載を考えています。 折角の機会ですので、出場された方全員分の申請をしてもらえればと思います。	生涯学習・スポーツ課
8月29日	公民館に切手をお願いしています。 公民館の前の道路に照明が欲しいです。また、公民館内の外灯を太陽光にしてはどうでしょうか。 市への意見・要望の用紙が使いがづらいです。	切手については、郵便局をはじめ、コンビニエンスストア等でも購入することが可能となっています。そのため市内の全公民館で、用意はしていません。 次に、ブックポストについては、公民館の休館日や図書室の開室時間前後においても返却できるよう道路に隣接した位置に設置してあります。ブックポスト周辺の照明灯については、ブックポスト前の道路が行き止まりで通り抜けできないため通過交通が非常に少なく、また、隣地に畑があることなどにより照明灯は設置していません。 東朝霞公民館正面入口の反対側にある電柱に道路照明等を設置する方向で、前向きに検討していますが、畑付近での照明等設置については、畑の所有者様の同意や、光量設定等の確認事項が必要です。 なお、市への意見・要望の用紙については、個人情報保護の観点から、記載した内容が見えないよう糊付けができる様式にしています。	中央公民館 道路整備課 市政情報課
9月1日	猛暑の中で、子どもたちの命を守る取り組みをお願いします。 朝霞市第十小学校では、猛暑で熱中症アラートが出ていても屋外で体育をする、木曜日は1年生だけで13時に下校させるなど、とても危険に思います。 その他の学年についても、猛暑で下校することがあったため、放課後の空き教室を利用して、下校時間を少しでも遅らせるなどの取り組みを御検討してもらえないでしょうか。 また、「登下校中に、熱中症でお友達が倒れた時、どう行動すべきか」という指導を、どうか迅速に児童にむけて周知してもらえないでしょうか。	熱中症警戒アラートが出ていても屋外で体育することについて、アラート発令時は屋外での体育は実施していません。 木曜日に1年生を13時に下校させたことについては、下校時刻は事前に保護者へ伝えてあるので、お迎えされる保護者もいました。今後は、必要に応じて学校に応援団など地域への協力依頼も考える必要があると考えています。 猛暑の中の下校については、暑さだけによる下校時刻の変更は現状対応しにくいです。気温が下がる時刻となると夕方遅い時間になるので現状では難しいと考えています。 登下校時に熱中症でお友達が倒れた時の対応については、一斉下校等を通して、緊急時にSOSを出せる「青少年を守り育成する家」の位置を確認するようにしています。これからも継続的に指導していきます。	教育指導課
9月15日	朝霞市市民体育振興奨励補助金について、書類がそろわないことが原因で支給されないことがあります。資料がなくても記録があれば対応することはできないのでしょうか。	本市としては、補助対象大会のメンバーに入っていることの確認と併せて、予選を勝ち抜いたトーナメント表や賞状、選考として協会からの推薦書等、本人が補助対象大会に出場できることが客観的に書類で確認ができて、初めて補助金が支給できることとしています。 公金による補助であることを御理解ください。	生涯学習・スポーツ課

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月10日	家が小学校の前なのですが、休日の野球、サッカーの練習が行われています。今年になって数回は野球ボールが家の壁や車に飛んできています。ネットを高くするなど対策してほしいです。 また、次に、車が凹んだりしたら勿論修理代を払ってもらいますし、家に害があればそれも修理してもらおうのが当たり前かと思っています。そうならないために、早急に対応してください。	本件を受け、小学校を拠点に活動しています、少年野球チームの代表者に確認をしたところ、過去に試合中の打球やバッティング練習の打球がネットを越えてしまい、車や外壁に当たってしまったとのことでした。 今後については、上級生の練習や試合を他施設で行い、当該小学校では4年生以下で活動を行うなど近隣の皆様に御迷惑をおかけしないよう努めるとのことでした。 なお、万が一所有物を毀損してしまった場合は、団体の責任で修理するとのことでした。 また、防球ネットを高くしてほしいとの要望については、担当部署に伝えましたが、財政上早急の対応は難しいとのことでした。	生涯学習・スポーツ課
10月31日	青葉台公園、内間木公園のテニスコート早朝利用（6：30～8：30）を冬季も実施してほしいです。	青葉台公園テニスコート及び内間木公園テニスコートについては、3月から9月の期間において午前6時30分からの早朝利用が可能となっています。 その理由としては、使用開始時間に日が出ていないことで、まだ薄暗い場合があること、また、早朝であるとコートが凍結していることがあり、安全に利用できない可能性があるためです。 しかし、御提案のとおり勤務形態の変化により新たに利用される方が見込めることから、今後、安全に御利用可能な期間について調査の上、早朝利用の期間延長について検討していきます。	生涯学習・スポーツ課
11月7日	(1) 図書館で催し物をする際は自習スペースをつぐさない形でできないでしょうか。 (2) 図書館本館以外でも自習できるスペースを増やしてもらえないでしょうか。	図書館法第3条に定める図書館のサービスに、図書館の資料を用いない学習を行う場所の提供までは含まれていないと考えています。したがって、一般的に公共図書館は、自習のための席借りとしての利用よりも、図書資料を用いた閲覧席の提供を優先しています。 なお、朝霞市立図書館（本館）では、自習のために訪れた図書館であっても、新たな本との出会いもあるとの考えから、展示集会室の本来の使用がないときに限り、開放しています。 また、中央公民館などの公民館の図書室についても、同様に図書の閲覧とともに、御利用できます。このほかに、提供できるスペースがあれば、自習のためのスペースを設けることも考えられますが、現状では困難ですので、御理解ください。	図書館
11月20日	市の図書館に勉強できるスペースを増やしてほしいです。現状北朝霞分館では外に2席の勉強スペースがあるが、吹き抜けの前にあるため、特に夏や冬は勉強に適した温度にはなりにくいです。2席というのでも不十分だと思います。 登録が必要な予約制などにすれば責任が生じて本を読むにきた人の迷惑になることもないであろうし、市民にとってより満足度の高い施設になると思います。	図書館北朝霞分館では、図書館の入口の前に机2台と椅子4脚を設置し、学習など、誰もが自由に利用できるスペースとして開放していますので、利用できます。このほか、図書館本館、中央公民館などの公民館図書室についても、図書館・図書室の資料の使用にかかわらず、利用できるスペースを設けています。なお、これ以上のスペースを確保することは、現状では難しい状況です。	図書館
11月21日	内間木テニスコートの老朽化がひどく、危ないです。1日も早い補修、全面修繕をお願いします。	当テニスコートの修繕の必要性について市としても認識しているところです。 部分修繕については、適時行っていますが、根本的な改善には至っていません。 全面的な改修については、現在検討を進めているところでありますので、御理解ください。	生涯学習・スポーツ課
12月11日	朝霞第一中学校の生徒が登下校する際に、石を蹴って飛ばしたり、ごみを捨てたり、横に並ぶことで通行の妨げになっています。また、敷地に無断で入ることもあるので、通学路を考えてもらうか指導していただきたいです。	電話での回答 本件について朝霞第一中学校へ連絡し、再発防止に向け、帰りの会などで状況を確認するとともに登下校の態度について指導するように指示をしました。しばらく登下校の様子を見ていただき、それでも変化がなければ、今度は朝霞第一中学校教頭まで連絡していただくよう依頼しました。	教育指導課

教育・文化			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
12月13日	子どもが不登校状態です。 朝霞市の不登校児に対する取り組みを調べてみましたが、志木市などと比較してあまり積極的な取り組みをしていない様に感じます。 例えば志木市で実施している、「長期欠席の状態にある児童生徒に対し、ホームスタディー教育支援員を派遣し、学習を支援する制度」などの取り組みは検討されないのでしょうか。 また埼玉県には不登校特例校がありません。不登校特例校の設置も県をリードするぐらいに積極的に検討して欲しいです。朝霞市の市政は全体のバランスを意識するあまりに特徴が感じられないので、子育て、教育面で思い切った施策を期待します。	朝霞市では、各学校が、家庭と連携して対応していくことが最も重要であると捉えています。各学校では、教育相談室等で学習を進めることができるようにしたり、個々の状況に応じて在籍クラスの授業にオンラインで参加できるようにしたり、放課後に登校しての学習支援等を行っています。学習支援策として、市では市内全校児童生徒が使用できる小1から中3までの学習に取り組める内容をオンラインドリルを導入して、これにより、学習の機会確保につながるようにしています。 また、朝霞市子ども相談室には、公認心理師を配置していて、小中学生だけでなく、保護者の方の御相談も受け付けています。「適応指導教室（ひばり）」では、通室しての学習支援を行っていて、体験通室から入級へとスモールステップで始めていただいています。 志木市と同様の取組や不登校特例校の設置については、現時点では具体的な計画はありませんが、いただいた御意見は今後の施策に生かせるようにしていきます。	教育指導課
12月21日	来年度予算を検討するにあたり、不登校の子どもに個別対応をするための人員配置の予算を計上して下さい。本来、特別支援学級並みの支援が受けられるべきだと思います。また、学校外で学ぶための費用を補助して下さい。 オンラインフリースクールは費用が非常に高額なので、特に家から出ることが難しい子どもに向いているオンラインフリースクールの利用料の補助を検討して下さい。 どうぞ、国の方針も踏まえて、子育てしやすい町を目指している朝霞市らしい積極的な支援策を講じて下さい。	朝霞市では不登校児童生徒への支援について、「子ども相談室」を設置し、公認心理士を配置して、小中学生や保護者の様々な相談に対応できる体制をとっています。「適応指導教室（ひばり）」では、通室しての学習支援を行っていて、体験通室から入級へとスモールステップで始められるようにしています。 学習支援策としては、市内全児童生徒が使える、小学校1年生から中学校3年生内容までをカバーしたオンラインドリルを導入して、学習の機会確保につながるようにしています。また、このオンラインドリルについては、より個別の学習に寄り添えるよう現在検討をしているところです。 不登校の児童生徒が通うフリースクール等の利用料の補助については、現時点では具体的な計画はありませんが、いただいた御意見は今後の施策に生かせるようにしていきます。	教育指導課
3月8日	朝霞小三で体育の授業をしていた先生の服装に問題があると思います。ネクタイはしていないが、ジャケットを羽織っていて、おおよそ体育を指導するような服装ではありませんでした。 校長・教頭先生から指導して下さい。	電話での回答 職員集会で全教職員に対し、体育指導時の教員の適切な服装について、校長より全体指導をしました。	教育指導課
3月14日	朝の登校時間や、集団登校集合場所に着く時間が早いと遅らせてくださいと連絡が入ります。これは、仕事の開始時間等で、やむを得ずそうさせているだけだと思います。 大阪府豊中市が、小学校を朝7時に開放すると発表しました。 それは教師や学童員の業務時間を延ばすのではなく、別途、見守り要員を配置するとのことでした。 朝霞市もぜひ、せめて7時半から諸々が対応できるよう体制整備の検討をお願いいたします。	市内の小学校の登校時刻は現在概ね午前8時頃に設定されています。設定された時刻より早い時刻の登校は、教職員の勤務時間前でもあり、児童の安全管理が難しくなると考えています。 現在のところ、紹介いただいた豊中市のように見守り要員を各小学校に配置し、登校時刻を早めるといった措置は考えていません。	教育指導課
3月29日	小中学生に配付しているタブレット端末のスクリーンタイムというアプリで、保護者が使用制限を掛けられるようにさせてください。 家庭で解決しろというのであれば、解決できるような機能を使えるようにしてください。もしくは学習に不要な使い方をしていないか、学校で利用状況を定期的に確認するようにしていただきたいです。	本市では、国や県の方針を踏まえ、GIGAスクール端末の家庭学習での積極的活用を進めていますが、他の方からも同様のご意見をいただくこともありました。 本市では、今年度GIGAスクール端末を含めた学校ICT環境の大幅なシステム改変を予定しており、端末管理やアクセス制御等を含め、より適切な管理ができるよう準備を進めているところです。そのことにより、ご家庭での使用に際しても、保護者様の管理が容易になるものと捉えています。 準備ができ次第、学校よりご案内させていただく予定ですので、しばらくお待ちください。	教育指導課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月17日	誤ったゴミ出しに対するシールについて、ぼぼたんが怒っている様に見える絵柄から「次は気を付けて下さい」というように受け取れる指導的なイラストへ変更してください。また、イラストの発案者と採用決定者について参考までに教えてください。	市では、分別不良などにより、ごみ出しのルールが守られていない場合は、警告シールを貼り付けて注意喚起をしています。当該シールは、その性質上、警告の意図を明確に伝える必要があることから、あらかじめ用意されているデザインの中から最も適した表情のものを選択しています。また、ごみ出しのルールは、繰り返しお願いしてもなかなか守っていただけない事例も多いことから、比較的強い表現を使わざるを得ない事情もあります。当面、在庫のものを使用しますが、今回いただいた御意見を踏まえ、デザインの変更について今後具体的に検討していきます。	資源リサイクル課
4月24日	事業所から異臭がします。夜、深夜問わず、工場より白煙が出る時、風向きによって、頭が痛くなるほど、異臭がします。現場確認と人体への影響の確認をお願い致します。	御指摘のあった事業所を含め可能性のある事業所を訪問しました。自社での臭気測定の結果が、規制基準内であることや大規模な脱臭装置を導入予定であり、煙は水蒸気で、人体には影響はない旨を聴取しています。	環境推進課
4月25日	ゴミ収集車が私道をUターンに使用するのはやめてほしいです。	御指摘を受け委託業者へ確認したところ、ごみ収集車が当該道路（私道）で転回していたことが判明しました。このため、委託業者に対して、進入許可のない私道での転回を行わないよう、改めて指導しました。	資源リサイクル課
5月15日	浜崎ドッグランについてですが、犬のオモチャは禁止ですが使用している人がいます。入り口の扉や、中のフェンスに目立つように貼り紙をしてください。また、登録証も見える位置に携帯していない方が多いので、そちらも記載をお願いします。	浜崎ドッグランは、飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物との共生社会を推進するために開設した施設です。飼い主各々が、ドッグラン利用のルールを理解した上で、利用することをお願いしているところですが、オープンして時間も経っていないことから、理解が不十分な方も少なからずいると思われます。そのため、「利用登録証」の見えるところでの携帯や利用ルールの厳守等について、ドッグラン内の掲示や市ホームページ、環境推進課ツイッターなどによる啓発に努めるとともに、市職員による巡回時にも伝えていきたいと考えていますので、御理解ください。	環境推進課
5月16日	浜崎に出来たドッグランの営業時間が朝遅く、これからの季節暑くなってしまうと利用出来ないのが勿体ないと思います。住宅地でもないですし、早朝から利用可能にできないでしょうか。	浜崎ドッグラン周辺は、住宅地ではありませんが、近隣にお住まいの方がいます。近隣の方の御理解御協力を得て浜崎ドッグランをオープンさせることができましたので、生活に支障が無いよう利用時間を午前8時からとしました。皆さまが早くドッグランの利用ができるよう御理解ください。	環境推進課
6月1日	栄町給食センターの解体工事の騒音と振動がひどすぎます。業者への指導をお願いします。	解体工事については、5月31日（月）より建物の解体に着手をしています。建物の解体後に引き続き行う基礎の解体、付帯物・外構解体までは、同様の振動・騒音を伴うものと考えています。当該工程は7月22日（金）までに終了する日程で考えていますが、工期を短縮できるように、また、騒音・振動に配慮して作業を行うように事業者へ指導をしました。市職員も定期的に現場を確認し、状況把握に努めていきます。また、本工程の後に行います杭抜き工事では、騒音・振動は少なくなりますので、現在よりは皆様の負担は少なくなるものと考えています。本日（6月1日）、現場代理人と市職員で、今後の工程について隣接する御家庭に御説明に行きましたが、御不明な点や御要望がありましたら、市まで御連絡ください。	学校給食課
6月12日	歩きタバコが目立ちます。特に、北朝霞駅の高架橋の通りが目立つように感じます。歩きタバコの厳罰化なども考慮してほしいです。	市では駅周辺を路上喫煙禁止地区とし、パトロールや広報・ホームページ・路面標示等での啓発の実施などに努めていますが、御指摘のとおり禁止地区内でたばこを吸う人がまだまだ多いのが現状です。職員が路上喫煙禁止地区を再度巡回し、劣化した路面シート等の啓発物の差し替えや新しい場所へ設置したほか、新たに横断幕を設置しました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向けた啓発を進めるとともに、パトロールでの注意喚起などを継続していきます。	環境推進課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月29日	粗大ごみの処分について、宅内まで収集に来てくれるサービスがあると思うが、65歳未満の女性もその対象としてほしいです。	電話での回答 粗大ごみの戸別有料収集を実施する粗大ごみ収集運搬業務委託では、収集は集積所又は自宅前から行うと明記しています。ただし、屋外への搬出が困難な方のために、収集処理量を勘案し、65歳以上の高齢者のみの世帯や身体障害者のみの世帯で、身近な人の協力を得ることができない場合に限り、例外的に家の中で収集に伺っています。 御自身での屋外への搬出が困難な場合、朝霞市一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介し、個別に御依頼いただくか、品目・状態によってはリサイクルプラザでリサイクル家具の出張引取りを行っていることを案内しています。	資源リサイクル課
7月11日	彩夏祭の花火について (1)有料席の販売は平日の朝からだ、引き換えできる人の属性が限られてしまうのではないのでしょうか。多くの市民に公平に引き換えできるよう、事前抽選にするべきかと思えます。または、ネット申込も導入したほうが良いと思います。 (同様の内容 他1件) (2)有料席席と有料自由席で飲食可、禁止のボーダーをつくる合理的理由が分かりません。花火は楽しみながら鑑賞するのに飲食も重要なツールであるはずですが、禁止ではなく値段を上げて飲食は可にしてほしいです。時間的にもせめて食事は許す方がよいのではないのでしょうか。	陸上競技場における有料花火観覧席のマス席については、朝霞市民まつり実行委員会の朝霞委員会で検討を行ったもので、お寄せいただいた引き換え方法については、朝霞市民まつり実行委員会へお伝えします。	地域づくり支援課
7月12日	不燃ごみの回収について、苗木のビニール製の鉢や植木用栄養剤の空きボトル等をレジ袋に入れてごみ出したところ回収してもらえませんでした。そうした対応となった理由の詳細を教えてください。	お出ししたごみは白いレジ袋に入っていましたので、収集作業員がプラスチック資源として排出されたものと推察でしたが、汚れの付着が確認されたことからリサイクルが難しいごみと判断し、資源物ではなく改めて燃やすごみの日に出していただくよう、警告シールを貼りました。今回のように、同じごみでも汚れの付着等により分別方法が異なってしまうため、市ホームページや分別冊子「資源とゴミの分け方・出し方」を通じて周知を行っているところです。 なお、燃やせないごみ・プラスチック資源の出し方については、収集日に「燃やせないごみ」は直接、黄色の分別容器へ、「プラスチック資源」は透明又は半透明袋に入れて出すよう、市民の皆様をお願いしています。	資源リサイクル課
7月27日	仲町市民センターの1階ホールのクーラーが故障していますが、修理や交換の目処は全くたっていないとのことでした。早めの対応をお願いできないでしょうか。	御指摘の仲町市民センターホールの空調故障については、指定管理者からの通報後、直ちに業者に対応を依頼するとともに、スポットクーラー3台を設置しました。 しかし、空調は設置から26年が経過し、補修部品の在庫がなく、又、製造も終了していることから、修理が不可能とのことでした。そのため、空調の入れ替え等、大規模な工事が必要となることから、費用等を含めた調査に時間を要しています。 今後は調査結果を踏まえ、対応方針を決めていきます。	地域づくり支援課
8月7日	彩夏祭の近隣住民への配慮は充分でしょうか。交通規制や、シェアサイクルの撤去、バスの運休・減便、また当日の駅の混雑等、生活する者からすると正直迷惑極まりないと言えようがありません。我々が気持ちよく協力できる為の配慮や施策を検討ください。	朝霞市民まつり「彩夏祭」における、打ち上げ花火の中止や、よさこい鳴子踊り等のイベント実施については、朝霞市民まつり実行委員会において、協議し決定しています。 なお、いただいた意見については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。 市としても、朝霞市民まつり実行委員会と協力・連携し、近隣にお住まいの方に御迷惑をお掛けすることが少しでも減らせるよう、対策を検討していきます。	地域づくり支援課
8月7日	花火大会が中止となってしまいました。中止発表とその周知があまりにも後手に回りすぎていると感じます。今回の件については内部でよくよく分析をし、今後の運営をブラッシュアップしてもらうことを、強く要望します。 公式ツイッターにおける21:11の投稿に、「花火設営の不具合により、中止となりました」とありますが、具体的にどのような不具合があったのでしょうか。「不具合」の内容を御教示ください。 (同様の意見 2件)	朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火は、花火設営の影響により、中止となりました。打ち上げ花火を楽しみにされていた皆様には大変な御迷惑をおかけしました。 打ち上げ花火の中止の経緯については、業者が、打ち上げ花火を2台のフォークリフトでトラックに積み込む作業（作業時間1時間程度）を行っていたところ、2台とも故障してしまったため、人力で積み込む作業（作業時間4時間半程度）に変更したが、予想以上に時間がかってしまい、開始時刻までに全ての機材等を設営することができなかったものです。	地域づくり支援課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月7日	彩夏祭の管理が杜撰で驚きました。市はどのくらい運営に関わっているのでしょうか。以下の問題点を列挙します。 ・砂埃が舞うのに、青葉台公園には必要なブルーシート等を敷かない。 ・仮設のトイレがあまりに少なすぎる。 ・鳴子踊り導線、場所取りなどはどのように想定されていますか。 ・花火の中止についても公式アナウンスが遅いし、アナウンス自体も不明瞭。周りの道路を封鎖して平気で場所取りをさせるのにあれだけ広い「朝霞の森」は一切開放しないのはなぜですか。開放できない理由を明らかにしてください。	朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火は、花火設営の影響により、中止となりました。打ち上げ花火を楽しみにされていた皆様には大変な御迷惑をおかけいたしました。朝霞市民まつり「彩夏祭」における朝霞の森の非開放については、8月5日（土）の打ち上げ花火を実施する際に、埼玉県が定める基準による保安距離内のため閉鎖しています。御指摘のあった朝霞の森の開放については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。	地域づくり支援課
8月7日	彩夏祭の花火についてです。開始予定時刻から15分もの間中止のアナウンスがなかった理由を教えてください。もっと早い段階で知らせることが出来たはずですが、また、最初のアナウンスが強風で延期、その後は設備不良で中止と理由が変わったのはなぜですか。	朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火の中止に係る当初の強風による延期の放送については、業者からの実施が出来ない旨の連絡が打ち上げ時刻の直前だったため、本部等の現場が混乱し対応が遅れたこと、また各会場の放送設備が独立していて、一斉放送できる設備ではなく、当日の連絡が携帯電話中心のため電話がつながりにくく、各会場への連絡時間や内容にずれが生じてしまったものです。また、その後、花火設営の影響による中止の判断に至るまでには、打ち上げ花火の順延を検討していましたが、順延した場合の警備体制が整わないことから、中止の判断をしたものです。	地域づくり支援課
8月8日	彩夏祭の花火の報告書を確認しました。荒天の場合は6日に順延とパンフレットなどにも書いておきながら手配ができていなかったため、もし花火が準備できていて5日に荒天だった場合でも順延できなかったということですか。またフォークリフトが2台とも故障していたというのはおかしな話ですし、それなら近くで手配するなどできなかったのでしょうか。また、何故最初に風の影響で中止と嘘をついたのですか。そして、場内で放送と書いてありますが場内とは一体どこで放送されたのですか。	打ち上げ花火の順延については、朝霞市民まつり実行委員会において、打ち上げ当日の天候を推測し、判断を行います。今回は、実行委員会が警備会社に翌6日に順延した場合の警備員の確保が可能かどうか確認したところ、午後7時時点での要請には応えられないとの回答があったため、延期できなかったものです。今後はより万全な体制が組めるよう、調整していきます。 また、フォークリフトの故障により、人力での積み込みに変更した点に関しては、業者側にて、人力に変更しても花火の打ち上げに間に合うと判断したための対応であるということです。 場内放送の件については、業者からの実施ができない旨の連絡が打ち上げ時刻の直前だったため、本部の現場が混乱したことや、当日の連絡が携帯電話中心のため、電話がつながりにくく内容にずれが生じたことと伺っています。	地域づくり支援課
8月14日	4年ぶりの花火を楽しみにしていましたが、中止になり大変残念でなりません。そこで、秋に再度花火を打ち上げることを検討してほしいです。	秋の打ち上げ花火の開催についてですが、今年度中の花火の打ち上げに向けて関係機関等と協議を実施することが決定されました。詳細は、決定次第、改めて「彩夏祭」のホームページ等でお知らせします。	地域づくり支援課
8月17日	古くなったり、廃油となった食用油の再利用についてなのですが、SDGsの観点からも回収ステーション等の設置、或いは協力してくれるスーパー等を募り、食用油の回収をできないものかと思っています。朝霞市として食用油の回収を推進して再利用に協力してみる考えはあるのか、御回答を頂けたらと思います。	食用油の処分方法は、御認識のとおり固化剤や古紙、古布に染み込ませて、可燃ごみとして集積所へ出しているようにお願いしています。 市では、ごみの減量化と再資源化を図るために、家庭から出る食用油の有効活用が必要であることは認識していますが、食用油の回収については種々の課題もあることから現時点では実施していません。 なお、埼玉県の一部自治体では、官民連携により回収した食用油を家畜への飼料やバイオディーゼル燃料としてリサイクルするなどの事例もありますので、このような先進事例も参考にしながら今後も調査・研究していきたいと思っています。	資源リサイクル課
10月2日	仲町2丁目のマンションについて 昨年度から、当該土地のゴミ集積所について、ゴミの飛散、違う日のゴミ出し、事業系ごみの排出などを目撃し、そのたびに御連絡していますが、一向に改善しません。 外国の方が民地の駐車場で集まってタバコを吸ったり、酒を飲んだりして、吸い殻やゴミをそのまま投棄するまでになってしまいました。 今一度、当該物件管理会社に対して、厳しく指導し収集停止などを含めた毅然とした対応を御検討ください。	市では、以前から当該共同住宅のごみ集積所における分別不良や不適切な排出について認識しています。本集積所に限らず、集積所の管理は利用されている方が行うことになっていて、共同住宅の場合には物件を管理する管理会社が担うことになります。そのため、その都度、管理会社へ連絡して対応を求めています。連絡を受けた管理会社では、集積所に分別看板を新たに設置したり、入居者への注意等を都度行っているとのことでした。 市としても、不適切に排出されたごみ一つひとつに警告シールを貼り付けて排出者へ注意喚起を行って、また、当該物件は外国人が多く居住していることから、外国語のチラシを作成し、入居者全員に配布して注意を促しています。これまでできる限りの対応を行っていましたが、状況の抜本的な改善には至っておらず、対応に苦慮しているところです。なお、収集の停止については、公衆衛生の確保の観点から実施は難しいものと考えています。	資源リサイクル課

環境・コミュニティ			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月9日	①彩夏祭の開催時期を春か秋に変更してほしいです。 ②中央公民館のトイレの洋式を増やしてほしいです。 ③あさかの森とシンボルロードに、トイレと駐車場を十分に完備してほしいです。 ④ストリートテラスイベントで、ゴミステーションの表示案内をしてほしいです。また、設置数を増やしてほしいです。	彩夏祭の開催については、主催である朝霞コミュニティ協議会が決定するものとなっています。いただいた意見は、市民まつり実行委員会にお伝えします。 2点目の中央公民館のトイレについては、1階は全て洋式となっていて、2階及び3階は、男女の個室に各1か所、1階から3階までの多目的トイレは洋式となっています。和式となっているトイレについても、洋式化する方向で進めています。 次に、朝霞の森については、暫定的に国と管理委託契約を締結し、管理を行っていますが、契約で撤去が容易ではない構築物は設置できないとされており、トイレは設置できない状況です。また、シンボルロードについては、道路法上の道路として整備していて、トイレや駐車場を整備することは難しい状況です。 最後に、「ASAKA STREET TERRACE」でのゴミについては、持続可能な環境にやさしいイベントとしていくために、毎年、来場者に持ち帰るようお願いしていて、今回もゴミ袋を配布していました。イベント開催時のゴミの取扱いについては、ゴミステーションの設置も含めて、主催者であるあさかエリアデザイン会議と検討したいと考えています。	地域づくり支援課 中央公民館 みどり公園課 まちづくり推進課
11月20日	仕事帰りと思しき人たちが、朝霞台駅・北朝霞駅周辺の至る所で、タバコを吸っています。朝霞台駅南口にあるコンビニ横のダイチャリの駐輪スペース、北朝霞駅西口側のロータリー付近、北朝霞駅東口側広場のベンチとその周辺もそうです。北朝霞駅東口側のベンチでは、特に外国人が毎日喫煙・飲酒をしています。喫煙場所以外の場所で吸っている人は相当増えています。見回りと注意喚起をお願いできないでしょうか。また、朝霞台駅東口側に掲示してあるポスターのスペルが誤っていると思います。直した方がよろしいのではないのでしょうか。	今回御指摘いただいた朝霞台・北朝霞駅周辺については、職員が路上喫煙禁止地区を改めて巡回し、路面シート等の啓発物の劣化したものを新しく交換しました。 朝霞台駅南口にあるコンビニ横のダイチャリの駐輪スペースですが、ここはコンビニの敷地内のため、管理者であるコンビニのオーナー様とお話し、喫煙者に対して引き続き対策を講じてくださるとのことでした。 また、御指摘をいただいたベンチについては、喫煙及びポイ捨て禁止の注意書きシールを設置するなどして注意喚起を行っています。 なお、朝霞台駅東口の横断幕の誤字について、御指摘をいただきありがとうございます。確認し直ちに撤去しました。	環境推進課 道路整備課
12月5日	道路に面した家の玄関横の敷地の同じ場所に同じようにタバコの吸殻が捨てられており困っています。吸ったままポイ捨てしているようで踏みつけてもおらず、火災の危険もあります。 さいたま市ではこうしたポイ捨て抑止のために「路上喫煙・ポイ捨てでお困りの方に啓発看板を配布」しているとさいたま市のHPに載っていましたが、朝霞市では何か対策を援助してもらえますか。	電話での回答 市で無料配布している啓発看板の設置、もしくは、路面シートを市職員で自宅前道路に貼ることを提案しました。直接訪問しお話ししたところ、路面シートを希望されたので、自宅近くに設置しました。	環境推進課
12月18日	朝霞駅東口側のホテル横の喫煙所を移動、もしくはなくしてほしいです。コロナも開け飲み会が開かれるようになり、喫煙所で深夜大声で叫ぶものが増えてきました。睡眠中に起こされるため、とても迷惑です。	市では駅周辺を路上喫煙禁止地区とし、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、通勤時間帯には路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。 今回御指摘のあったホテル横の喫煙スペースは、この場所が私道のため市が喫煙所を撤去等することは難しいのが現状です。しかし、以前から同様の御意見も多く、市としても何度か現地を確認し、マナーを守っていただけるよう管理者の方をお願いをしています。	環境推進課
2月13日	朝霞市内の接骨院利用者による路上駐車問題に関する改善を要望します。 1. 接骨院およびその利用者に対する駐車ルールの周知徹底 2. 路上駐車監視と取り締まりの強化 3. 接骨院に対して、近隣の駐車場と契約を結び、利用者が駐車場を利用するよう促す措置の実施 以上3つをお願いします。	接骨院様に対しては利用者への駐車ルールの周知徹底及び利用者向け駐車場の確保の検討をお願いしました。 なお、現地の状況については、市でも午前、夕方、夜間と時間帯を変えて計5回確認した結果、路上駐車がされている状況は確認できませんでしたが、朝霞警察署に要望内容を伝え、現地の状況を確認するよう依頼しました。	まちづくり推進課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
2月13日	居住しているアパートのごみ置き場の、ごみかごの置き方を直してください。下水の蓋にアスファルトをかぶせてほしいです。 また、市内の横断歩道にベンキがないところがあります。他にもカーブ道に信号がないところがあったり、交通ルールを守らない人が多かったです。ミラーも設置してほしいです。	ごみ集積所についてですが、分別容器は、利用者が希望する場所に収納することの要望は受けていませんので、管理会社へ直接相談してください。 下水の蓋が割れている箇所についてですが、職員が現地に伺いましたが確認できませんでした。また、柵の蓋の上にアスファルトをかぶせることについては、道路の排水機能が損なわれてしまうため、難しいと考えています。 次に、横断歩道についてですが、管轄は警察となりますが、薄くなっている横断歩道の場所を教えて頂ければ警察にお伝えします。 信号機設置については、朝霞警察署に確認したところ、現時点で信号機の設置は難しいとのことです。横断歩道における歩行者等の優先については取り締まりの強化や安全教育の実施により対策を行うとのことでした。 御指摘のミラーを確認したところ、現在設置されているものが市で通常設置するミラーの中で最も大型のもので、ミラーの角度につきましても正しい角度で設置されています。	資源リサイクル課 まちづくり推進課 道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月10日	歩道を走る自転車前方の歩行者を追い越すときは、前もってベルを鳴らして合図することを朝霞市で周知し、指導してもらえないでしょうか。最近では自転車利用者のヘルメットのことがニュースになっていますが、歩道を通行する歩行者を合図なく追い越すことの危険性も周知し、対策してほしいです。	電話での回答 道路交通法では、ベル(警告器)を使用できるのは、見通しのきかない道路のまがり角又は上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするときと定められていることから、追い抜き時のベルの使用について啓発するのは難しいことと併せ、自転車が歩道を走行する際には、歩行者が優先であり、自転車には安全に配慮した走行が求められることから、そのような観点で交通ルールやマナーについてホームページや広報、交通安全の街頭活動など、様々な機会を捉えて啓発に努めていくことを伝えました。	まちづくり推進課
4月14日	わくわく号に関してですが、いつ見てもお客さんがほとんど乗ってないのに頻繁に往来させてますが本数を減らすなど需要に合わせたほうが良いのではないのでしょうか。また、重たい車体のわくわく号が市民の生活道路を通る度に道路が揺れ、住居が震動して騒音被害などもあります。毎年1億円の赤字続きなので、時間帯によってはハイエースなどのマイクロバスの運行に切り替えるなどの様々な改善をするべきだと思います。	「わくわく号」については、民間路線バスが運行しない地域を補完しつつ、公共施設へのアクセス等を考慮した上で運行ルートを設定し、現在車両6台で4路線を運行しています。また、御指摘のとおり、市内循環バスはコロナ禍の影響による利用者の低迷、それに伴う運賃収入の減少や、燃料費や人件費等の運行経費の増大により多額の損失補償が生じています。そのため、現在、市では終バスの時刻を早めるなど、利用実態に応じた運行計画の見直しに着手するところですが、他方で、年間で延べ40万人近くの利用があるほか、増便や運行区域の拡大を要望する御意見もあり、厳しい運営状況にありながらも現在のサービス水準をなるべく維持できるように努めることも重要な観点であると考えています。車両については、大型バスを用いる路線バスが運行できない地域をカバーできるよう小型バスを使用し、市民の移動手段を確保する観点から、道路幅員の狭い箇所や通学路等を運行することもあります。車両の入替に際しては、多額の経費を要することもありますので、現在の小型バス車両の耐用が切れる機をもって、マイクロバスやワンボックス等、車両経費や利用実態等を総合的に鑑みて検討していきます。	まちづくり推進課
4月18日	高齢化が進み健康増進が機運の中、道を整備し緑や公園を管理し、明るく楽しいシルバーホームを増やし、子どもから老人まで楽しく暮らせるような未来に向けて、朝霞の地形を活かした行政をしてほしいです。	朝霞市では、これまでに基地跡地内にシンボルロードを整備し、心地よい緑の空間のところに特色のあるベンチや休憩施設を設置したほか、朝霞らしい起伏のある地形や黒目川など自然と周辺景観と調和した場所に歩行者等が憩い休憩できるベンチ等の設置を進めてきました。また、道路や広場などの公共空間を活用し、まちなかに持続的にぎわいや魅力を創出する活動にも取り組んでいます。令和5年4月には、朝霞の自然をもっと身近に感じるために、黒目川沿いの緑のスポットをつなぐ「くろめがわ グリーントレイルマップ」を作成しました。 御提案のあった「健脚な町！あさか」、「歩いて健康！あさか」等の意見も参考にしながら、今後も「居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり」を進めていきたいと考えています。	まちづくり推進課
4月27日	畑から歩道に鉄の棒が複数出ているので、今後も怪我等がある可能性があるため鉄の棒の処置を依頼してもらいたいです。夜間は見えづらく何度か畑から出ている枝が頭に当たることはありましたが今回の鉄の棒がコンクリートから剥き出しで歩道に向いているのは安全対策が必要です。	御指摘のとおり擁壁から鉄筋が道路にはみ出していたため、土地所有者に、危険な状況を認識していただいたうえで、鉄筋を内側に曲げる対応をしていただきました。	道路整備課
4月27日	青葉台公園の砂場近くの木に「スズメバチに注意して下さい」と書いてある看板を見ました。今日も散歩中にその木の前を通るとまだスズメバチが3匹飛んでいました。そして看板も以前のままでした。何故すぐにスズメバチの巣を駆除しないのでしょうか？誰かが刺されてからではないと対応されないのでしょうか？	スズメバチは確認していますが、巣が公園内に見当たらないため、注意喚起で看板を設置しており、巣を見つけた次第駆除します。	みどり公園課
4月28日	朝霞台駅の改札外のエレベーターの設置について、広報に記事がありましたが、乗換駅で沢山の人が利用するため、改札内のホームへ行けるエレベーターの設置を早急にお願いします。	電話での回答 エレベーターについては、駅前広場から自由通路へのルートだけでなく、ホームへのルートについても重要であると認識しています。両方のルートが早期に整備されるよう、引き続き東武鉄道と連携して取り組んでいく旨を伝えました。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
5月2日	朝志ヶ丘地区は市内の他の地域と比べて公園が少ないように感じます。子ども達が安全にのびのび遊ぶ場所の整備を要望します。	御指摘のあった朝志ヶ丘地区に公園が不足していることについては、市としても認識していて、これまで広めの駐車場や生産緑地など、公園に適した土地を探し、地権者に打診するなどしてきましたが、実現には至りませんでした。また、平成29年には公園整備に適した土地があり、土地所有者の御理解も得られたことから、新設公園の整備に向けた取組を進めてきましたが、多数の反対意見が寄せられたことから計画を中止した経緯があります。朝志ヶ丘地区は、住宅が密集する地域になることから適切な用地の確保が難しい状況にはありますが、引き続き、多様な手法による公園用地の確保に努めたいと考えています。	みどり公園課
5月8日	ひまわり保育園とマンションの前のやや細い道路から、その先の広い道路の所にミラーを付けてもらえないでしょうか。	電話での回答 市道747号線から市道19号線におけるT字路において、市道747号線から市道19号線に出る際、一旦停止等していただければ左右からの車両が確認できることから、設置は難しい状況であることを説明しました。	まちづくり推進課
5月10日	西原にある歩道の側溝のコンクリートの蓋の音が聞こえるので、固定できないでしょうか。夜は近隣に学習塾が沢山あるので、自転車で沢山の子どもの通ります。土曜日など下の飲食店で開くの待つ子どもが、わざとカタカタ鳴らします。駅からずっとグラグラしています。点検を宜しくお願いします。	電話での回答 現地確認のうえ、業者に対応を依頼しました。	道路整備課
5月15日	北朝霞駅前において、中学生に対しつく新興宗教の勧誘をしている光景を目撃しました。未成年にしっかりと看板により掲出してほしいです。あわせて、駅前交番の警察官と共有し少なくとも未成年への勧誘行為は辞めさせるべきだと思います。	過度な宗教の勧誘活動により、通行する方の御迷惑となっている場合には、市の駅前広場条例第4条の「禁止行為」にあたりますので、今後の対応としましては、適宜警察と連携を図っていくほか、注意喚起看板にも記載したいと思っています。	道路整備課
5月15日	朝霞駅南口埼玉県道79号朝霞線に接する飲食店と飲食店の間の道路～公園通りの武道館入口に出るまでの細い道ですが、車の通りが多く危ないです。こちらの道は車両の通行禁止にするべきだと思います。	電話での回答 御要望の道路は、御指摘のとおり幅員が十分でない中、人通りが多く、車が通行する際には危険が生じる道路であると認識していることと併せ、昨年11月に朝霞駅南口駅前通りや周辺地区の面的な交通安全対策の実施について地元町内会・商店会から要望が提出されたことから、今年度から2か年をかけて市、県、警察などの行政機関や地元町内会、商店会などで構成する協議会を設置し、交通安全対策に向けた基本構想を策定していく予定であり、御要望の道路も当該エリアに入っていることから、様々な御意見をいただきながら交通安全対策内容を決定していく予定であることを説明しました。	まちづくり推進課
5月29日	朝霞浄水場南側正門から北朝霞に向かう道路端（朝霞市北原）の歩道について、半分以上がつつじの木々が占拠して歩道が狭くなり、大変通行しにくくなっています。剪定だけで短くしても根本解決にならないので、つつじの木を今より幅を狭く抜去したほうが良いのではないかと思います。	御指摘の道路の植樹帯については、例年、業者に剪定を依頼していて、今年度は6月下旬頃に実施を予定しています。また特に通行の妨げとなっている箇所については、強めの剪定を行うよう依頼しました。 なお、根本的な解決としては、当該植樹帯の状況を確認したうえで、つつじを一部間引くことなどを検討していきます。	道路整備課
5月31日	朝霞台駅に早くエレベーターを設置してください。広報で設置が決まったことを読みましたが、駅の中にエレベーターは設置されるのでしょうか。 (同様の内容 他1件)	朝霞台駅におけるエレベーターの設置については、昨年6月にエレベーターの設置を含めた駅舎のバリアフリー化が早期に実施できるよう、東武鉄道株式会社と覚書を締結し、その後協議を進めてきました。 その結果、本年2月に朝霞台駅南口広場及び北朝霞駅東口広場内の設置に関する協議が調い、現在、同社において、今年度中にエレベーター設置工事着手を目指し、具体的な設置場所・工法などについて検討を行っているところです。 また、広場内のみならず、改札内からホームへのエレベーターについても設置に向けて検討を進めていると伺っています。市としては、少しでも早期にエレベーターが設置されるよう、引き続き同社と連携、協力していきたいと考えています。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
6月2日	北朝霞駅南側唐揚げ店の前の地下駐輪場ですが、出入り口が二か所所有内の広い階段の方の、階段を降りたすぐ前に発券機があります。場所が狭い上にすぐ後ろは階段があり、発券に時間がかかるので渋滞してしまいます。コロナが発生する前は朝の混雑時シルバーの係員の方が券とお金を即座にやり取りして混雑はありませんでした。現在はコロナ感染も終息して対面で作業しても問題ないかと思います。朝だけでも実施してもらえると良いと思います。駐輪場の空気を待っている市民が多いので、出来れば市外の方の入場契約を規制したらどうかと思います。	電話での回答 駐輪場利用の際は基本的に利用者ご自身が券売機を操作し駐輪場を利用していただいているが、混雑状況によっては駐輪場管理者がお手伝いすることや、空いている券売機へ案内を行っていることを説明しました。また、駐輪場は市内外の居住や通勤通学を問わず利用いただいております。利用の度に居住地を確認することは難しいことをお伝えし、了承を得ました。	まちづくり推進課
6月5日	膝折は最近家も増えてきています。朝霞台に行くバスが1時間に1本は少ないのもう少し本数があると嬉しいです。	市内循環バス「わくわく号」につきましては、民間路線バスが運行しない地域を補完しつつ、公共施設へのアクセス等を考慮した上で運行ルートを設定し、現在車両6台で最大限確保できる運行ダイヤを編成し、4路線を運行しています。また、市内循環バスの運行に際しては、年間で約9,000万円の損失補償料や、さらに今後も、人件費や燃料費等の高騰など、運行経費の増大も懸念され、来年4月1日からはバス運転者の労働時間等の基準が改正されることから、バスの増車などによる増便については、現状を踏まえると大変厳しい状況です。	まちづくり推進課
6月7日	北朝霞公園でハトが大量発生しています。お年寄りがエサをやるので、集まっています。餌やりをやめるよう何度お願いしても、そんなルールや注意書きはない、とやめません。 電線から人を狙ってフンをする、近隣マンションにフンをする、駐車している車にフンをする、近隣マンションに巣を作る等、多大な迷惑を皆受けています。フンは清掃が大変なだけでなく、人に有害です。子どもを公園で遊ばせられません。注意喚起と貼り紙を出来るだけ早く対応願います。	電話での回答 現地に貼り紙を貼ったこと、現場に出た際にエサやりを見かけたら、職員が注意することを伝えました。	みどり公園課
6月21日	根岸台にある倉庫のようなところに、道路にかかり、道路から触れられる形でむき出しで割れたガラスが置かれています。これは業務上の保管方法として適切なのか見てもらえないでしょうか。非常に不安になるレベルでガラスが置かれています。	電話での回答 現地確認をした際は越境していなかったが、土地の所有者に通報があったこと、道路上に越境しないようにすることを伝えました。	道路整備課
6月26日	朝霞は住みやすいと思います。市外から来た方にアピールするために、志木市や新座市のように観光協会をつくり、駅近くの空きテナントに常設することはできないでしょうか。	はじめに、朝霞市が住みやすいと思っていただいていることに感謝申し上げます。 朝霞市の観光については、主に朝霞市商工会やあさかエリアデザイン会議などと連携して、黒目川花まつり、北朝霞どんぶり王選手権、アサカストリートテラスおよび小さなテラスなどを実施しているところです。また、朝霞市民まつり「彩夏祭」は、朝霞市民まつり実行委員会と連携して実施しています。 本市としては、観光協会は組織せず、今後もこうした団体との協働によるシティ・プロモーションを進めていきたいと考えていますので、御理解ください。なお、空きテナントに常設する御要望については、運営や予算など様々な課題もありますので、先進市を参考に調査研究したいと思います。	シティ・プロモーション課
6月27日	(再掲) 1. 広報の情報BOX欄にある「〇〇審議会委員」募集について、申込多数の場合、抽選ではなく、県のように1次作文、2次面接という形式で行ってはどうでしょうか。 2. 市内に児童・生徒の作品を掲示してありますが、作品をより美しく見せるために、台紙を利用したらいいのではないのでしょうか。また、市内掲示板に掲示してある掲示物の期限切れ、汚れが気になります。点検・掲示の工夫をお願いします。 3. 県道沿いに住んでいますが、路線バスが通るたびに家が揺れて困っています。市道ではないのでどこに相談したらよいか教えてください。	・審議会委員の選定方法について 本市では、審議会等の会議において、公募委員を設置する場合の選定方法については、その会議の目的等を踏まえ、各所管課で決定しています。また、公募委員の選定に当たっては、公平・公正な手法の一つとして「抽選」を取り入れています。作文や面接などの選定方法についても、今後、検討していきます。 ・児童生徒の作品展示について 教育委員会としても、入選作品等の展示に際して台紙の色を工夫する等、児童生徒の作品の見栄えが少しでもよくなるように努めていきます。 ・市掲示板について 市内の掲示板については、町内会が管理されている掲示板と、市シティ・プロモーション課で管理する掲示板があります。点検については、7月中旬に総点検を予定しているほか、取材などで現場に出たときや、通報を受けて点検を行っています。次に、掲示の工夫ですが、掲示板設置及び管理要綱により、大きさや掲示数などを定めて運用をしています。 ・県道に係る相談先について 県道についての御相談は、朝霞県土整備事務所が担当していますので、そちらへ御連絡するようお願いいたします。	政策企画課 シティ・プロモーション課 道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月10日	城山公園は6月末迄一部閉鎖とありましたが、7月に入るも一向に開放する時期すら公表が無く、かなり長期にわたり頂上部周辺の利用が出来ない状態が続いています。また、開放の見通しすら発表されていません。正直急慢ではないかとさえ勘ぐりたくなります。	自宅へ訪問し回答 7月4日(火)付けで新たに閉鎖期間の延長のお知らせ看板を設置したことを説明しました。 また、ホームページでも更新をしたことを説明しました。	みどり公園課
7月10日	1級市道3号における朝志ヶ丘1丁目・2丁目地区の歩道については、市道2255～2257との交差点付近の区間は私有地の駐車場が支障となり、歩道が途中で途切れています。この区間では車道を歩く歩行者も多く危険に感じているので、開発の機会を機に歩道を設置してほしいです。	市道の拡幅については、道路整備基本計画に基づき、路線ごとの優先度や、沿道建築物の建替がある場合、開発手続き条例に該当する事業がある場合などの機会を的確にとらえ、その都度交渉を行い、御協力を得られた箇所から順次整備を進めています。 お問合せの市道3号線の該当区間については、市の道路整備基本計画において、道路幅員10mで整備する計画となっていますので、市としても、道路の拡幅に御協力いただけるよう、関係者と粘り強く協議を進めていきます。	道路整備課
7月12日	栄町を朝霞駅より発着のバスのエンジン加速音の騒音がひどいです。客が2～3人しか乗ってないのにエンジン全開で加速してます。市として善後策検討してください。燃費の件でもマイナスです。	電話での回答 バス会社に問合わせ、その内容をお伝えしました。 ・安全面を最優先し、法定速度を遵守して運行している。 ・運行についての定期的な研修を実施している。 ・いただいた御意見については、社内で共有し、注意していく。	まちづくり推進課
7月18日	宮戸三丁目テニスコート跡地に造られる公園ですが、第三小学校経由で提出したアンケートでは、ボール遊びのできる公園に、との意見が多数寄せられたはずですが。先日の市民センターでの説明会では、その意見が通っていないと聞いて憤慨しています。 もともとテニスができる場所なので、十分な広さがあるはずですが。朝霞市は子育て世帯が多く転入しています。お年寄りに優しいばかりでこれから担う子どもたちには優しくなく、それでは朝霞市の未来はどうなるとお考えなのでしょうか。未就学児と年寄りのための公園はたくさんあり、これ以上要りません。ぜひお考え直してください。我々の税金で同じものばかり造らないでください。	電話での回答 (仮称)宮戸二丁目公園の整備にあたり、令和4年度に近隣小学校へのアンケート調査及び住民説明会を実施し、様々な御意見があり、その中でも「ボール遊び」に係る御要望が多く寄せられ、市としても設計案の検討を進める上で重要な案件であると考えています。 今年度の設計業務では、公園に対する様々な要望をできるだけ満たすように、市民ワークショップを通じて地域の皆様の御意見や御要望を設計案に反映する場を予定していることを説明しました。	みどり公園課
7月18日	反射鏡が2箇所、機能してないところがあります。管理番号18-27は完全に西側を向いてしまっています。また、そこは交差点に家が建ったので見通しが悪くなったので、できれば1枚ではなく左右2枚の設置を希望します。 もう1箇所ですが、管理番号が貼られてないので不明なのですが、宮戸1丁目4番付近の交差点にある反射鏡です。近くのお家の植物が鏡を覆ってしまっていて危険です。ので、伐採していただくようお願いして欲しいです。	電話での回答 左見せについては、御指摘のとおり視認性が悪いいため、既存の柱を移設後、追加設置した旨お伝えするとともに、樹木の枝が伸びてミラーの視認性を妨げていることを説明し、市で視認性確保に必要な部分を剪定する旨を説明しました。	まちづくり推進課
7月19日	根岸台のスーパーの前にミラーをつけてほしいです。危険なことを警察に伝えてほしいです。	信号機の設置については、市から朝霞警察署へ設置の要望をしたいと思いますので、要望箇所につきまして、改めて詳細な位置を御連絡ください。 また、カーブミラーについては、市まちづくり推進課が管理していますので、こちらも併せて場所について詳細を教えてください。 自転車の交通ルールの遵守については、広報あさかや市ホームページのほか、季節ごとに開催している全国交通安全運動等において、周知啓発を行っています。今後も警察等の関係機関と連携し、啓発活動を行っていきます。	まちづくり推進課
7月20日	シェアサイクルが増えているなか、溝沼6-8付近には中道公園にしかシェアサイクルがなく、100円ショップあたりにシェアサイクルを作ってください。	市では、平成31年1月から民間事業者とシェアサイクル事業の実証実験に関する基本協定を締結し、官民連携で事業の推進にあたっています。 シェアサイクルステーションについては、市と事業者の両方で設置場所を検討し、歩行者や車両通行等に支障がなく、安全性が確保できる場所であること、既存のステーションとの距離等を総合的に勘案し、公共用地および承諾を得られた民地に設置しています。また、ステーションを設置すればするほど、民地の場合には設置に係る使用料が伴うほか、維持管理も必要になるなど、シェアサイクルの利便性とコスト面も踏まえながら設置場所を選定しています。 市としても、利用実態や要望が多いエリアにはステーションを拡充するなど、引き続き事業者と協働してシェアサイクルの推進に努めていきます。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
7月24日	黒目川の遊歩道傍らの草が伸びて、人がすれ違うと足に草が触れるようになってきました。その際、マダニの被害が気になります。ぜひ、草刈りの実施をお願いします。	電話での回答 指摘箇所は市の管理の範囲であったが、すでに委託業者により、除草が済んでいるとのことを御本人より連絡をいただきました。	道路整備課
7月25日	朝霞駅周辺の駐輪場が少な過ぎるため、もっと増やしてほしいです。前から思っていたのですが、増えるどころか減らされて大変迷惑しています。	電話での回答 市では、チャイルドシート付自転車や電動自転車等、従来の二段式ラックに収まらない大型自転車が多くなってきていることから、一部上段ラックを外したり、原動機自転車駐輪場の一部を工事するなど、大型自転車の駐車スペース確保に努めていること、民間の自転車駐車場においては、土地所有者様の御意向があることから、市で自転車駐車場として継続することはできないことなどを説明しました。	まちづくり推進課
7月31日	宮戸神社からまはろ朝霞宮戸へ向かう曲がり角(家が2つ並んでいる箇所)にカーブミラーを設置してもらえないでしょうか。	御要望の曲がり角への道路反射鏡の設置ですが、電柱共架について地権者より了承が得られたため、反射鏡を設置することとなりました。当該電柱については、NTT東日本が管理する電柱であるため、同社への電柱共架申請を経て設置となることを御了承ください。	まちづくり推進課
8月1日	朝霞駅北口の武蔵野線高架下にある公衆トイレについて、男性用個室の便座のヒーターが真夏でも入れたままの運用になっています。市の財政面、環境経営面でも好ましくないのではないのでしょうか。今後は季節の変わり目で公衆トイレの便座のヒーターのOFF/ONを適切に管理するとともに、日々の定期清掃の際に便座の設定が変わっていないかを確認するなど運用管理方法の再点検を要望します。	御指摘のあった朝霞駅北口における公衆トイレ男性用個室の便座ヒーターについては、御指摘のとおり夏場では不快であることや省エネルギーの観点からも適切な温度調節を行うことが望ましいものと思います。そのため、8月2日に現地を確認し、室温が26℃以上になると便座の保温を切るよう再設定しました。また、誤操作や故障によって設定が機能しない場合もありますので、日常的な清掃の際に便座が適切な温度になっているか確認するようにします。	道路整備課
8月2日	朝霞市内の街路樹を増やしてほしいです。街路樹のある歩道も夏前に丸刈りのように剪定されたり、所々にしかなく徒歩で移動する者にとっては大変つらいです。また、朝霞市内の公共の施設の駐車場に樹木を増やしてほしいです。駐車場の周りだけではなく、駐車スペースにも木陰を作る樹木を植えてほしいです。	市では、みどりの充実及び夏場の暑さ対策として、公共施設の敷地の緑化等を進めていて、公共施設の新設や駐車場の改修等の際には、樹木による緑化を関係課へ働きかけていきたいと考えています。 次に、街路樹は、適切な管理がなされないと、樹冠が拡大して道路の信号機や道路標識の視認性が低下し危険を招いたり、樹勢が悪化して倒伏の危険性が生じたり、大経木化に伴って根系が舗装を持ち上げ通行に危険が生じたりする場合もあります。 そのようなことから、街路樹は育成と整理の両面から、路線の周辺状況に応じて、適切な管理の在り方を常に考慮し、剪定の手法等、きめ細やかな管理を行っていきたいと思います。 また、川越街道の街路樹については、埼玉県朝霞県土整備事務所が維持管理を行っていますので、この御意見については、道路相談担当に伝えました。	道路整備課 みどり公園課
8月14日	歩道のブロックの段差を無くしてほしいです。	御指摘のあった歩道のブロックの段差ですが、これは国土交通省が示す歩道の一般的構造に関する基準により、視覚障害者の方が、歩道と車道の境界部を杖などにより、容易に認知できるよう2cmの高さを標準として、設けているものです。しかし一方では、これを踏まえつつも高齢者やベビーカー、車椅子利用者の方など様々な歩道利用者の意見を踏まえることが望ましいとされており、市としても、市民の方からの様々な御意見をいただきながら、歩道の段差については、都度対応しているところです。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月28日	根岸台自然公園について、木々の「ナラ枯れ」の伝染が酷く進行しており虫による病害があります。環境の緑を守ることに税金を使うべきではないでしょうか。	ナラ枯れについては、近年全国的に広がりを見せていて、埼玉県内においても令和元年に新座市で被害が確認され、現在も被害地域が拡大している状況です。 朝霞市内においても、公園や緑地でナラ枯れによる被害木が確認されていて、根岸台自然公園をはじめとする市内の公園や緑地等において、樹木の調査を実施し、周囲に被害を及ぼす危険性の高い被害木から順次、伐採及び燻蒸処理を実施しているところです。 ナラ枯れの被害は、概ね5年程度をピークに収束に向かい、その後は自然に再生すると考えられていることから、市としては、落枝や倒木による人的・物的被害が発生しないよう、引き続き関係機関と連携し対策を講じていきます。	みどり公園課
9月1日	六道第二公園の水道についてですが、蛇口の閉め方が甘く、ほぼ毎日水が少しずつ流れている状態です。あえて少し流している、ということはあるのでしょうか。また、捻っている間だけ水が出る蛇口に交換してもらうことは可能でしょうか。その予定はありますでしょうか。	電話にて回答 現場確認し蛇口の交換を行ったことを説明しました。	みどり公園課
9月11日	1. 弁財坂下交差点から厚生病院へ向かうコンビニの手前カーブ部の斜面から雑草が道路側へ伸びてきています。昨年も依頼してから草刈りされていましたが、依頼する前から対策は出来ないのでしょうか。 2. 埼玉県警察の旧北浦宿舍前の雑草が歩行者通路にはみ出して危険です。ここは通学路にもなっていますが、緑の路側帯をはみ出さないと歩けない状況です。事故が起きる前に対応をお願いします。	斜面の雑草については、土地所有者より、9月16日に除草を行うとの報告を受け、作業が完了していることを確認しました。当該地については、民地であり、市では除草をすることはできないことから、土地所有者に対しまして、改めて今後早めに対応するようお願いしました。 旧北浦宿舍前の雑草については、職員が現地確認を行い、すぐに業者へ除草を依頼し、9月16日に除草が完了しています。	道路整備課
9月11日	朝霞市の公園において、モルックというスポーツの禁止を検討してください。最近、朝霞市西原の北割公園でモルックというスポーツを行っている団体が増えていますが、これは朝霞市が公園利用を許可して実施しているものなのでしょうか。 また、公園は公共性のある場所と理解していますが、一定の場所を占有して行うスポーツであり、公園で行うことは適切ではないと考えています。	公園でのモルックについては、現在のところ禁止行為とはしていませんが、安全を考慮した、譲り合っの利用ができていない状況が巡回等により見受けられた際には、職員による呼びかけを行っていきたく考えています。 また、今回の御意見を受け、改めて他の利用者に配慮した利用を促すための横断幕を設置したところです。	みどり公園課
9月19日	あけぼの公園から公園そばのトンネルをくぐって左折し30mほど進んだところ、線路沿いのコンクリート堀の上に2mほどの木が生えています。坂をスピードを出して走ってくる自転車などが見にくく危ないため、切っていただきたいです。	御指摘のあったコンクリート堀の上に生えている2mほどの木については、東武鉄道株所有の土地から生えているものと確認しました。 東武鉄道株に御要望を申し伝えたと、対応をするとのことと回答をいただきました。	道路整備課
9月25日	黒目川沿い土手の除草作業の予定をお聞きたいです。また、なるべく早期に除草を実施してほしいと思います。 (同様の意見 3件)	御指摘のあった黒目川沿いの土手については、埼玉県の管理となっています。 市としても草が繁茂している状況は把握していたため、河川を管理する朝霞県土整備事務所にに対し、当初の予定よりも早く除草を行うよう要望していて、10月1週目以降に順次除草を始めるとの回答を得ました。	道路整備課
9月27日	栄町3丁目の歩道について、元々車道の幅が狭く、車両同士のすれ違いも歩道まではみ出してギリギリで行われている道路において、歩行者の危険を感じています。 駅へ向かう通りである為、人通りは多く、死角から道路に飛び出すような該当箇所では何度も接触しそうな危険な場面を見えています。 出来る限り早急に改善策を講じてもらえますでしょうか。	御指摘のあった歩道について、歩行者の安全面の確保及び車への注意喚起のため、車道からの死角となっている箇所にラバーボールを設置するよう業者に依頼しました。 また、市道の拡幅については、朝霞市道路整備基本計画に基づき、路線ごとの優先度や、沿道建築物の建替えがある場合、開発手続き条例に該当する事業がある場合などの機会を的確にとらえ、その都度土地所有者と交渉を行い、御協力を得られた箇所から順次整備を進めています。 お問合せの市道673号線の該当区間については、市の道路整備基本計画において、道路幅員10mで整備する計画となっていますので、市としても、道路の拡幅に御協力いただけるよう、関係者と粘り強く協議を進めていきます。	道路整備課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月4日	泉水や三原から溝沼へ徒歩で行くのが不便です。スーパーの前から下る坂か、水道局前の泉水坂に迂回するしかありません。朝霞市は高台から黒目川のある低い土地へ行く階段が何ヶ所ありますが、十小と三中付近にはありません。撤退した会社の横に小さな公園がありますが、そこから上に階段で道を作ることはできないでしょうか。	御要望の泉水山下児童遊園地ですが、そこから上の土地については朝霞市所有ではないこと、また児童遊園地の拡張等の計画もないことから、朝霞市で階段等を整備することは難しいものと考えています。	みどり公園課
10月10日	三原の星の森児童遊園地付近にて連日大量のスズメバチを目撃します。目の前の三原どろんこ保育園の園児たちも遊んでいる場所なのになぜずっと放置されているのでしょうか。巣が見つからないなら探して駆除してください。	電話での回答 以下5点を伝えました。 ・星の森児童遊園地内にはスズメバチの巣がないこと。 ・巣が見つからないと市では対応できないこと。 ・巣の位置が民地であれば、土地所有者での対応になってしまうこと。 ・今後も看板とパトロールで現場を注視すること。 ・巣を見つけたら御連絡をいただきたいこと。	みどり公園課
10月19日	駐輪場を増やしてほしいです。	電話での回答 次のとおり回答しました。 朝霞駅東口周辺には、市でも自転車駐車場を整備しており、地下自転車駐車場は満車になる事もあるが医療機関前の自転車駐車場は満車になることが殆どないこと。 また、新たに自転車駐車場を整備するには、用地の確保や整備に多額の費用を要することから現時点では難しいこと。	まちづくり推進課
10月19日	今年度、朝霞駅東口の中央通りにて、多めに雨が降ると、一部で全く水がはけず、大きな水たまり状態になってしまう様になってしまいました。車がスピードを落とさずに通過すると、全身ずぶ濡れになってしまいます。他の部分では水たまりにならないので、この部分の工事が上手くいっていないのではないのでしょうか。是非対処ください。	朝霞駅東口前の中央通りについては、埼玉県が管理する県道と光志木線ですが、市としても現地を改めて確認し、管轄する朝霞県土整備事務所へ御意見を伝えました。	道路整備課
10月23日	ストリートライブで演奏しようとした際に、政治団体がいたため、演奏することができませんでした。 1. 当該政治団体の「政治団体だから許可はいらない」という主張は正しいのでしょうか。移動を求めることはできないのでしょうか。 2. 今回のようなケースにおいて、シルバー人材さんに交渉の窓口になっていただくことは酷だと思っています。こちらが引き下がるしかないのでしょうか。 3. 今回のようなケースを想定しますと、途中移動を避けるため会場を東口に一本化するのでしょうか。	まず、駅前広場での許可についてですが、市では、広場内に椅子や机等の固定物を設置する際には政治団体等に関わらず、占用許可申請書の提出を求めています。 また、移動を求めることはできないのかという御質問については、広場内の活動によって通行に支障が出ているといった通報があれば、通行人への配慮をお願いすることはありますが、市から活動場所に対して移動を求めたりすることはしていません。 次に、シルバー人材センターについて、市職員の連絡先を伝えていて、トラブル時に連絡をするようお願いしていますが、今回のようなケースが起こった場合には市職員が対応を行えるよう、改めて連絡体制を確認・徹底します。また、活動場所の提供をしていますが、他の活動を排除・制限する強制力を持つものではありませんので、対応は調整・交渉となります。 最後に、会場については、南口の本田美奈子、モニュメント横で実施することで朝霞市を「音楽のまち」としてPRしたい事業発足時からの目的と、東口は音が籠りやすく御意見をいただくことが多いため、現行の運用に御協力ください。	産業振興課 道路整備課
11月21日	滝の根公園の管理に根本的な問題があると思います。例えば、レーキで表土を削るように落葉を完全に除去しているので、表土が削れ雨が降れば雨水は表土を削り泥水として流出しています。作業者の方は木の根が露出しようが気にせずレーキでガリガリ作業するので、林床植物も根こそぎ無くなり、根が露出して弱った樹木は夏になると乾燥して枯れていきます。土の斜面をむき出しにすれば斜面が崩壊するのは常識なので、現状の管理は公園の環境管理というよりも環境破壊をさせている状況なのですが、市としてはどのようにお考えなのでしょうか。	現地で立会い回答 清掃方法については、里山の管理方法とは異なるため、都市公園の維持管理に適した方法で実施していると説明しました。 ただし、植物に影響がないように配慮することを改めて委託業者には指示しました。	みどり公園課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月22日	朝志ヶ丘4丁目にあるコンクリート製の側溝が経年により、立て付けが悪くなっている、自転車が行き交うたびにガタゴトと大きな音がして大変うるさく不快です。補修してください。 また、旧宮戸交番のあった交差点は右折困難であるため、一日中断続的に渋滞を繰り返しています。警察と連携して、右折規制等対策を講じてください。	【側溝のがたつきについて】 御指摘のあった道路は、埼玉県が管理する県道となります。このため、現地確認の上、県道を管理する朝霞県土整備事務所にて御要望をお伝えしました。その後の対応等については、朝霞県土整備事務所にお問合せください。 【右折規制について】 次に、旧宮戸交番前の交差点、現在の朝霞浄水場(西)交差点については、県道と光志木線の宮戸工区として埼玉県が施工しており、担当の朝霞県土整備事務所へ伺ったところ、将来的には交差点改良を実施する計画がありますが、今年度中に志木市方面から浄水場に向けて、暫定的に右折避讓帯の設置を予定しているとのことでした。	道路整備課 まちづくり推進課
11月28日	北朝霞駅にある、病院やゴルフ場行きシャトルバスのバス停付近にベンチを設置してください。	病院行きシャトルバスやゴルフ場行きシャトルバス付近の歩道については、安全な歩行空間の確保や点字ブロックを塞ぐ可能性があるという観点からベンチの設置は難しいものと考えます。 JR東日本にも敷地内へのベンチ設置について確認しましたが、点検溝や室外機を設置して、維持管理上、ベンチ等で塞ぐことが好ましくないとの回答を得ました。	道路整備課
12月4日	市内循環バスについてお尋ねします。 北朝霞駅ロータリーにおいて、時間調整なのでしょうかロータリーの止まりの標識の上でバスがよく休憩されています。 これは道路交通法上問題なのではないでしょうか。この事を朝霞市の担当者さんが把握されていないようでしたら是非抜き打ちで確認された方がよろしいかと思えます。もちろん、バスの運転手さんの休憩は必要ですので休憩そのものは理解できますが、道路交通法を守り適切な運行をお願いします。	電話での回答 ダイヤの都合で停車している場合があることは市も把握していて、当該箇所への停車は違反のため、バス会社へ停車しないよう要請すると伝えました。 停車してしまっている実態がなくなるよう、市としてもダイヤの改正の際に各路線のバスの出発着の時間を近接させない等の対応を検討することや、停車できる場所の確保の検討を行うことを伝えました。バス会社へは改めて、北朝霞駅で待ち時間が発生する場合にはできる限りロータリーの停留所でお待ちいただき、後続車両等の関係でどうしても停留所から離れる必要がある際には、ロータリー内等を回送いただくよう周知を行いました。	まちづくり推進課
12月4日	収穫体験が再開してから毎回応募していますが抽選にはずれてばかりで一度も参加できていません。毎年子どもが楽しみにしていたのですが、コロナ明け以降一度も参加できずとても残念です。前回抽選に漏れた人から優先にするなどしてほしいです。	農業体験のどの事業も大変好評で、人気の事業では倍率が3倍近くになっている状況です。抽選は、複数人立ち合いのもと、表計算ソフトの乱数を用いて行っていますので、連続で当選する方、落選する方がいるのが現状です。前回抽選に漏れた方から優先に抽選を行うことについては、毎回応募いただく方が異なりますので、難しい状況です。	産業振興課
12月6日	栄町第3児童遊園地の砂場に猫のフンが多く、子どもが砂場遊びをしていてフンを握ってしまいました。公園の砂場に柵を付けるなど工夫してほしいです。	電話での回答 栄町第3児童遊園地は、委託業者が週1回園内清掃を行っているため、請負業者へ清掃時に注視するよう依頼しました。 フェンス設置は、現時点で予算の確保が難しいため、すぐに実施することはできないが予算や他の児童遊園地の工事との優先順位を考慮しながら、実施を検討することを伝えました。	みどり公園課
12月25日	宮戸緑地横の道を利用するのですが、街灯がほとんどなく、特に冬は早い時間から暗くなってしまうため、安全面、防犯面どちらの目線でもとても怖いです。すでに電柱があっても街灯がない電柱には早めに街灯を設置いただき、現在電柱がない川沿いや緑地横の道も、街灯設置できるよう対応してください。	電話での回答 川沿いには電柱がなく、電気が通っていないので照明灯の設置は難しいと考えます。電柱の設置についても河川区域は堤防の強度を保つため、電柱の設置が難しい可能性があります。堤防の管轄が埼玉県となりますので、電柱設置を含めた対策ができるかどうか確認します。 宮戸緑地横についても、電柱がないため照明灯の設置は難しいと考えています。	道路整備課
1月4日	滝の根公園の交差点に歩行者用の信号を設置してほしいです。	電話での回答 意見を受けて早速朝霞警察署に聞いたところ、歩行者用信号機の設置は、基本的には横断需要（歩行者交通量）に応じて検討されるとのことです。 当該交差点の歩行者交通量を調査の上、必要に応じて公安委員会に要望書を提出するなど、市としても対応を検討していきます。 なお、この御意見は朝霞警察署にも共有しました。	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
1月9日	朝霞の森の駐車場が小さいため休日は混雑して停められません。 税務署の駐車場を開放してほしいです。	電話での対応 税務署の駐車場の借用については、国で管理していることや、借用するにしても費用が発生してしまう事等の理由により困難です。 現在、青葉台公園第2駐車場の工事を実施しており、周辺の駐車場が少なくなっていますが、工事が完了し、準備が整い次第開放する予定で、以前より台数が増加し利用しやすい駐車場として利用できます。	みどり公園課
1月26日	旧川越通り沿いにある小さな縁石を撤去してほしいです。 配送業者の方や、高齢者が車を出す際縁石に乗り上げてしまい危ないです。 小学生の通学路でもあるので危険を回避するため撤去の検討をお願いします。	電話での回答 該当箇所については埼玉県管理箇所となっているため、県の担当者から連絡します。	道路整備課
2月9日	朝霞市根岸台3丁目には児童が遊ぶ公園が積水の住宅地の中に小さい公園があるくらいです。空地がたくさんあるので子どもが遊べる公園を作ってもらえないでしょうか。 根岸台3丁目のスーパーの横に、遊具も何もないジャリが敷き詰めである場所に「〇〇公園」とあります。これから遊具が出来るのでしょうか。 新しい住宅が増えてきているので、是非、子どもが遊びに行けるような公園を作ってください。	電話での回答 ①積水開発で作られた3公園は、当時積水と市で打合せを行い、様々なコンセプトをもとに作られた公園であり、谷中公園は防災色の公園となっています。 ②幼児が遊ぶ公園としては不足と捉えることもできますが、公園は老若男女様々な人が利用することを想定しているため、要望地周辺は市としては公園不足地域とは考えていません。 ③近隣の区画整理で公園をつくる予定があります。 ④根岸台5丁目で公園整備する予定があります。	みどり公園課
2月13日	朝霞駅から新座栄行バスの、図書館入り口のバス停の表示が分かりづらいです。行き先がはっきりわかるようにしてください。	電話での回答 朝81系統の運行系統図および時刻表の表記は極めて小さく、内容の確認が困難なことから、西武バス株式会社に対し表記方法を改めるよう指示しました。	まちづくり推進課
2月26日	駐屯地横に建てられたマンションの近くにスーパーマーケットを誘致してください。 徒歩15分は子どもを連れて買い物し、重たい荷物を持って帰ってくるには重労働な距離です。	始めに、入居を検討されているマンション付近には、スーパーマーケット等を誘致できるような市有地等がありませんので、市による誘致は非常に難しい状況であると考えています。 また、当該地におけるスーパーマーケット等の出店状況については、主に事業者のマーケティングや、出店用地の不足によるものと考えていますが、入居を検討されているマンションをはじめとした大規模な集合住宅の建築などに伴う市場の変化により、事業者のマーケティングにも影響があることが考えられます。	産業振興課
2月27日	城山公園にあるテニス壁打ち練習場は、他の球技でも使用可能になったと聞きました。実際、サッカーのシュート練習をしているのを見かけます。設置されている壁はそうした利用を想定した設計になっているのでしょうか。 右側の壁は既に少し傾いているように感じます。 できれば担当の方に早急に見てもらい、必要であればテニス専用に戻す、あるいはサッカーは禁止等の対応も必要ではないでしょうか。	電話での回答 壁打ちの業者に以下の内容を確認し、お伝えしました。 ・経年劣化で傾きは出ているが、他の球技が使用可能となる何年も前から傾いている状態であった。 ・プレキャスト擁壁であるため、倒れることはない。 ・サッカーボールでは傾かない。	みどり公園課
3月4日	1. 今住んでる家の前の道路に大型トラックが通ると家自体が揺れて不安です。地盤確認してほしいです。 2. 都市ガスをもっとこの付近にも浸透させてほしいです。 3. 砂埃が多く、換気する時にたくさん砂が入ってしまうので対策をとってほしいです。	【道路の振動について】 3月8日に現地で、職員が振動計を用いて調査を行いましたところ、「振動規制法」における規制値内には収まっているという結果になりました。しかし、振動があるという御意見を受けまして、今後、当該路線の舗装状況を注視していきます。 【都市ガスの整備について】 都市ガスの整備につきましては、市で所管する事務ではありませんので、ガス事業者へ直接お問い合わせください。 【煙の土埃について】 市として、土埃対策のため、えん麦などの緑肥作物の種を希望する農家に配布しています。また、土の流出や土埃の情報が入った場合には、市から農地の所有者に緑肥作物等の種を蒔いていただくよう農家の方をお願いしています。	道路整備課 市政情報課 産業振興課

都市基盤・産業振興			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
3月11日	朝霞調整池の周りの土手でゴルフをしている人がいます。和光市側から朝霞大橋を降りてすぐの左手の土手です。ゴルフ禁止の看板は立っているところですが、危ないのではめさせて下さい。	電話での回答 当該地は荒川上流河川事務所の管理用地であり、荒川上流河川事務所に内容について伝えました。	道路整備課
3月18日	黒目川の河川敷の樹木が伐採されていました。花の木橋に古くからあるイチヨウも伐採されていました。味気のないものに変化した景観にがっかりしました。生態系（カワセミ等の鳥類の生息）への影響なども考慮したのでしょうか。今回、このような大規模な伐採の決定に至った議事録等を拝見できるリンクはありますか。	黒目川沿いの樹木剪定について、黒目川堤防内にある樹木の伐採を行うにあたり、車両の乗り入れの関係から、伐採を行いたいとの相談を朝霞県土整備事務所から受けていました。 黒目川沿いの樹木剪定の詳しい内容については、朝霞県土整備事務所にお問い合わせください。 剪定については、軽微なものは、職員でも行いますが、原則、専門の造園業者に委託しており、多額の費用が掛かります。業務委託の発注仕様書により、造園業者に指示し、強めの剪定を行っているものです。	道路整備課
3月18日	膝折町から花の木交差点方面に行くのにバスが無く、バスだとわくわく号で北朝霞駅に行ってから乗り継がないと行けないです。 膝折1丁目バス停から駅に行かず、消防署前を通り花の木交差点へ更にカインズ朝霞まで行くバスを走らせて下さい。北朝霞駅経由ではないようにしてほしいです。 また、新しく検討しているひざおり号でも花の木交差点方面を追加して下さい。	市内循環バスの運行に際しては、年間で約8千5百万円の損失補償料が伴い、今後の運行経費の増大も懸念され、さらに運転手不足の深刻化により、現に市内循環バス4路線の内3路線はバス事業者から撤退の申し出を受けるなど、既存路線の維持・確保でさえ難しい局面を迎えていることから、市としては、まずは現にある路線を維持することを最優先に対応していきたいと考えています。 そのため、例えばバスの増車による新ルートの整備についても、財政面、人員確保の両面から大変難しい状況です。 いずれにしても、市内循環バスの運行に係る要望は、多くの方からいただいているため、今後、運行計画の見直しを検討する際には、皆様からいただいたご意見も踏まえ検討します。	まちづくり推進課
3月18日	朝霞駅南口で、土日や連休中にストリートミュージシャンやパーフォーマー、議員や一般人の演説者が大音量で音を垂れ流しているのどうさくて大迷惑です。音量に一定の制限を設けるかの対策をしてください。	議員や一般人の演説について、朝霞駅南口広場は朝霞市駅前広場条例に基づき占用の許可をしています。 駅前広場占有許可の条件として「駅前広場周辺の住宅事情を考慮し、音響機器の音量などは常識的な範囲で設定すること。」と指導していますが、再度、周知を徹底します。 朝霞市ストリートライブ事業は、一定の音量制限を設け、委託業者の騒音計による計測の下、周囲の方の御迷惑とならない配慮をしながら実施しています。しかしながら、今回いただきました御意見もありますので、音量制限の数値に捉われることなく、通行者や他イベント等の状況を考慮した事業の運営について、再度委託業者とも確認をします。	道路整備課 産業振興課
3月25日	子どもの道路遊びについて、役所から注意喚起のお知らせ(チラシ等)をお願いできないでしょうか。保育・幼稚園児及び小学生が平日休日関係なく、道路で遊んでいる状況です。 予算の関係で難しい場合、該当の地区のみを対象とした配布及び教育委員会と連携の上、各学区の教育機関からの注意喚起をいただけると助かります。	電話での回答 以下の4点を伝えました。 ・特定地域での交通安全啓発チラシの配布は行っていないこと。 ・当該道路は私道で市の管理道路ではなく啓発看板等の設置が難しいこと。 ・意見を踏まえ、道路で遊ばないよう学校や保育園等で話してもらうよう伝えること。 ・新入学児童や保育園・幼稚園児を対象とした交通安全教室の際に話しをすること。	まちづくり推進課
3月25日	3/24の午後3時頃、朝霞の森の青葉台公園側の芝生エリアにおいて、団体が飲食を伴う集まりを行っており、多数の喫煙者がいました。 朝霞の森には管理員が常駐していますので、こうした事態が発生した際は、厳重に注意を喚起してほしいです。さらに、数カ月前には、管理室で喫煙されている管理員の方を目撃しました。 また、朝霞の森に限らず、公園を利用する喫煙者が入り口付近で喫煙されることも、大変迷惑です。 (特に、青葉台公園の球場利用者、中央公園の球場及び陸上競技場利用者によくみられます。ルールを守れないようであれば、施設の利用禁止も視野に入れてください。)	朝霞の森における喫煙については、市内の公園と同様に禁煙にはしていませんが、利用者の中にはたばこの煙を望まない方もいることや、多くの子どもたちが利用する施設でもあることから、近くに人がいる場合は喫煙を控える旨の看板を設置し、対策を講じていきます。 また、管理人が喫煙をしていることについては、管理委託先に対し、喫煙を控えるよう、厳しく注意及び指導を行いました。	みどり公園課

基本構想を推進するために（その他）			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
4月10日	投票証明書の発行をして欲しいです。若者の投票率をあげるため、それによる割引制度などのお店の一覧や、その優遇制度まで整えてほしいです。	投票済証明書は、選挙人の求めに応じ発行される証明書で、朝霞市でも発行を行っています。発行を希望する場合は、その場で発行しますので選挙事務職員にお声がけください。また、投票済証明書を用了割引サービスについては、飲食店やサービス業などで実施している例は承知していますが、これらのサービスは選挙への意識を高めようと、事業者や商工会などが自主的に実施しているものとなっています。一方で、投票済証明書の提示については、投票の秘密の確保への影響や、投票行為の強要への懸念があるという指摘もあります。また、投票率の向上への有効性についても、ある程度の期間で効果を確認する必要があるものと考えています。これらの点を考慮しますと、事業者が自主的に実施する場合は別ですが、サービス導入を市が主導することについては、困難であるものと考えています。	選挙管理委員会事務局
5月22日	朝霞市出身パラリンピック閉会式に出演した義手ギタリストのLisa13さんに是非イベントや彩夏祭などで演奏を披露してもらいたいと思っています。	御提案にありますように、本市で行われる各種イベントの中で機会がありましたら御披露いただけるよう、イベントを所管する関係各課、団体等にもLisa13様の多方面での御活動を伝えていきます。	生涯学習・スポーツ課
6月19日	SNSへの幼稚園行事や他の子どもが写っている写真の投稿を禁止しているのにも関わらず、載せている親がいました。幼稚園に報告し、その親に注意してもらうようお願いをしましたが、全体のお手紙に載せたので様子を見ていただだけの対応でした。子ども達を守るためにも園の対応をしっかりとってもらえないでしょうか。	電話での回答 幼稚園に対し、SNSに掲載している保護者への対応を依頼しました。	保育課
6月27日	（再掲） 1. 広報の情報BOX欄にある「〇〇審議会委員」募集について、申込多数の場合、抽選ではなく、県のように1次作文、2次面接という形式で行ってはどうでしょうか。 2. 市内に児童・生徒の作品を掲示してありますが、作品をより美しく見せるために、台紙を利用したらいいのではないのでしょうか。また、市内掲示板に掲示してある掲示物の期限切れ、汚れが気になります。点検・掲示の工夫をお願いします。 3. 県道沿いに住んでいます。路線バスが通るたびに家が揺れて困っています。市道ではないのでどこに相談したらよいか教えてください。	・審議会委員の選定方法について 本市では、審議会等の会議において、公募委員を設置する場合の選定方法については、その会議の目的等を踏まえ、各所管課で決定しています。また、公募委員の選定に当たっては、公平・公正な手法の一つとして「抽選」を取り入れています。また、作文や面接などの選定方法についても、今後、検討していきます。 ・児童生徒の作品展示について 教育委員会としても、入選作品等の展示に際して台紙の色を工夫する等、児童生徒の作品の見栄えが少しでもよくなるように努めていきます。 ・市掲示板について 市内の掲示板については、町内会が管理されている掲示板と、市シティ・プロモーション課で管理する掲示板があります。点検については、7月中旬に総点検を予定しているほか、取材などで現場に出たときや、通報を受けて点検を行っています。次に、掲示の工夫ですが、掲示板設置及び管理要綱により、大きさや掲示数などを定めて運用をしています。 ・県道に係る相談先について 県道についての御相談は、朝霞県土整備事務所が担当していますので、そちらへ御連絡するようお願いいたします。	政策企画課 シティ・プロモーション課 教育指導課 道路整備課
8月29日	（再掲） 公民館に切手を置いてほしいです。公民館の前の道路に照明が欲しいです。また、公民館内の外灯を太陽光にしてはどうでしょうか。市への意見・要望の用紙が使いづらいです。	切手については、郵便局をはじめ、コンビニエンスストア等でも購入することが可能となっています。そのため市内の全公民館で、用意はしていません。 次に、ブックポストについては、公民館の休館日や図書室の開室時間前後においても返却できるよう道路に隣接した位置に設置してあります。ブックポスト周辺の照明灯については、ブックポスト前の道路が行き止まりで通り抜けできないため通過交通が非常に少なく、また、隣地に畑があることなどにより照明灯は設置していません。 東朝霞公民館正面入口の反対側にある電柱に道路照明等を設置する方向で、前向きに検討していますが、畑付近での照明等設置については、畑の所有者様の同意や、光量設定等の確認事項が必要です。 なお、市への意見・要望の用紙については、個人情報保護の観点から、記載した内容が見えないよう糊付けができる様式にしています。	中央公民館 道路整備課 市政情報課

基本構想を推進するために（その他）			
受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月13日	職員採用面接等では何を判断材料にしているのでしょうか。 公務員試験もペーパーテストをする意味はなんなのでしょうか。	本市では、例年、9月に職員採用試験を実施していて、令和5年度においても、第1次試験では筆記試験、第2次試験では面接試験及び集団討論、第3次試験では面接試験を行うこととしています。筆記試験は、市職員として必要な知識や適性を確認する手段として必要なものであると考え実施していますが、本市では、集団討論のほか、面接試験を複数回行うことにより人物重視の採用を行っています。	職員課
11月6日	朝霞台駅南口で議員が選挙活動をしていました。ロータリーの入り口を塞ぐように、たくさんのボードを並べていました。通路上には、議員名と顔写真のポスターを貼付したボードを、通行を妨げるように設置していました。さらに、構造物のポールに、議員名ののぼり旗をくくりつけていました。公共の通路等で、通行等の妨げになっている以上、限度を越えていると思います。	政治活動等に伴う駅前広場の使用の際には、一般利用者の交通動線の確保に配慮していただくほか、使用者が重複する際には、譲りあつての御利用をお願いしています。また、街頭演説の際などで、机や椅子、スピーカー、看板、のぼり旗等の固定物を伴って活動を行う場合には、事前に道路整備課への駅前広場占用申請が必要となること、合わせて朝霞警察署への道路使用許可申請についても確認いただくようにしています。なお、このことについては、市議会議員選挙の立候補届出時に、駅前広場使用の際の注意事項を記載した文書を配布し、周知を図っています。	道路整備課 選挙管理委員会事務局
11月9日	（再掲） ①彩夏祭の開催時期を春か秋に変更してほしいです。 ②中央公民館のトイレの洋式を増やしてほしいです。 ③あさかの森とシンボルロードに、トイレと駐車場を十分に完備してほしいです。 ④ストリートテラスイベントで、ゴミステーションの表示案内をしてほしいです。また、設置数を増やしてほしいです。	彩夏祭の開催については、主催である朝霞コミュニティ協議会が決定するものとなっています。いただいた意見は、市民まつり実行委員会にお伝えします。 2点目の中央公民館のトイレについては、1階は全て洋式となっていて、2階及び3階は、男女の個室に各1か所、1階から3階までの多目的トイレは洋式となっています。和式となっているトイレについても、洋式化する方向で進めています。 次に、朝霞の森については、暫定的に国と管理委託契約を締結し、管理を行っていますが、契約で撤去が容易ではない構築物は設置できないとされており、トイレは設置できない状況です。また、シンボルロードについては、道路法上の道路として整備していて、トイレや駐車場を整備することは難しい状況です。 最後に、「ASAKA STREET TERRACE」でのゴミについては、持続可能な環境にやさしいイベントとしていくために、毎年、来場者に持ち帰るようお願いしていて、今回もゴミ袋を配布していました。イベント開催時のゴミの取扱いについては、ゴミステーションの設置も含めて、主催者であるあさかエリアデザイン会議と検討したいと考えています。	地域づくり支援課 中央公民館 みどり公園課 まちづくり推進課
3月28日	ネット社会なのは判りますが、市への意見要望をメールで処理し、済ませようとするところが腹立たしいです。 お互い対面にて、こちらは意見要望を話し、そちらの回答をお聞きしたいです。 また、受付メールの文章がおかしいように感じました。	市への意見・要望については、メールのほか、郵送や窓口でも受け付けています。 また、回答は、担当部署において決裁等の手続を行った後、メールや文書等で行うこととしています。対面での回答も可能ですので、希望される場合はその旨をお書き添えください。 受付メールの文面について、御指摘いただきありがとうございます。早速、文面の変更をシステム担当部署に依頼しました。概ね2週間程度で変更できる予定です。	市政情報課

編集 朝霞市 市長公室 市政情報課
電話 048-463-1111（内線 2316）
048-463-3163（直通）